

第3次 海津市教育振興基本計画 (案)



令和 年 月
海 津 市
海津市教育委員会



はじめに

近年、社会の成熟化に伴い人々の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、少子高齢化と人口減少が進行しています。こうした状況の中、教育の分野においては、多様なニーズを踏まえた教育機会の充実に加え地域社会の持続的な発展を支えていく人材の健全な育成が一層重要となっています。

海津市（以下「本市」という。）では、平成31年3月に「第2次海津市教育振興基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、『「いのち」をつなぐ教育』を基本理念とする教育施策を進めてまいりました。特に、家庭・地域・学校・行政の基本的役割を強く意識し、それぞれの連携を重視しながら、地域社会の幅広い教育機能の活性化に取り組んできました。

こうした中、少子高齢化や人口減少の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の生活様式の変化や国際情勢の不安定化など、社会情勢は大きく変化しています。将来の予測が困難な時代の中、これからの社会を力強く生きていくための人間力の向上に向けた、新しい学びのため「第3次海津市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）においては、『「いのち」が輝く教育』を基本理念として掲げています。また、本市の教育行政の方向性をより明確にするため、「心が輝く」、「世代が輝く」、「地域が輝く」の基本的観点を定め6つの基本目標を掲げ、それぞれの目標達成に向け17の施策を位置付けました。今後は、その実現に向けて、取組を進めてまいります。

本計画は、令和6年度から5年間先を見据えた形で策定していますが、時の情勢に応じて、随時見直しを図りつつ、今後の「海津の教育」の方向性を示す存在として活用されることを切に願います。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご指導・ご助言を頂きました「海津市教育振興基本計画策定委員会」の委員の皆様にも、深甚なる感謝を申し上げます。

目 次

第1章 計画の策定にあたって		
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置付け	5
3 計画期間	6
4 計画の策定体制	6
5 計画の点検・評価	6
第2章 教育を取り巻く状況		
1 社会状況の変化	7
2 教育政策をめぐる動き	9
3 社会教育と文化芸術政策をめぐる動き	13
4 スポーツ政策をめぐる動き	14
第3章 海津市の教育の状況		
1 海津市の現状	15
第4章 計画の基本理念・目標		
1 計画の基本理念	20
2 基本的観点	20
3 計画の体系	21
第5章 施策の展開		
1 基本目標1 子ども・子育て支援の充実		
(1) 施策1 就学前教育・保育の推進	22
(2) 施策2 子育て家庭への支援の充実	23
2 基本目標2 生きる力を育む教育の推進		
(1) 施策3 確かな学力の育成	25
(2) 施策4 豊かな心の育成	26
(3) 施策5 社会の変化に対応する教育の推進	27

(4) 施策6	一人一人が大切にされる教育の推進	29
(5) 施策7	健やかな体の育成	30
3	基本目標3	魅力ある学校づくりの推進	
(1) 施策8	信頼される学校づくりの推進	32
(2) 施策9	学校支援活動や地域活動の推進	33
4	基本目標4	学びを支える環境の整備	
(1) 施策10	学びを支える学習環境の充実	35
(2) 施策11	安全・安心な学校づくりの推進	36
5	基本目標5	学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	
(1) 施策12	生涯学習の充実	38
(2) 施策13	青少年の健全育成の推進	39
(3) 施策14	歴史的資産の活用と文化芸術活動の充実	41
(4) 施策15	地域の良さを生かした学習の推進	42
6	基本目標6	スポーツ活動の振興	
(1) 施策16	スポーツ活動の充実	44
(2) 施策17	スポーツ環境の充実と指導者育成	45
第6章 資料編			
1	海津市教育振興基本計画策定委員会の歩み	48
2	アンケート調査の概要及び結果	49

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、教育基本法に基づき、長期的な展望に立って本市の教育の方向性を示す基本計画として、平成26年に海津市教育振興基本計画を策定しました。さらに平成31年に第2次計画を策定し、『「いのち」をつなぐ教育』を基本理念とする教育施策を進めてきました。

この間、社会では、グローバル化や少子高齢化が加速する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいべき事態が生じました。また、教育を取り巻く環境においては、GIGAスクール構想により、ICT教育が進展し、学びの変容がもたらされました。今後も将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と、社会の持続的な発展を実現するために教育の果たす役割はより重要になっています。

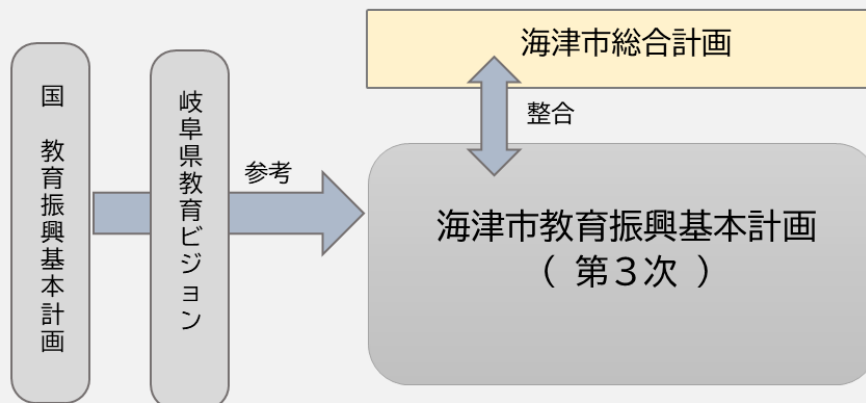
これらを踏まえ本計画は、第2次計画の基本的な方向性を継承しつつ、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会情勢に対応し、本市の教育を推進していくために、新たな指針として策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、国及び県教育ビジョンを参考にするとともに、本市の市政運営の基本的な指針である第2次海津市総合計画との整合を図っています。

また、平成27年に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を、本計画の基本理念および基本目標として位置付け、両者を一体的に策定することで、教育施策の更なる充実を図ります。

【教育振興基本計画の関係図】



3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画期間中において社会情勢の変化や法律改正など見直しが必要な場合は、本計画を変更することとします。

	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31-R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
国(計画)	第2期計画				第3期計画					第4期計画					
県(ビジョン)	第2次教育ビジョン				第3次教育ビジョン					第4次教育ビジョン					
市 (総合計画)	総合計画(基本構想)		第2次 総合計画(基本構想)										第3次 総合計画		
	総合計画(後期)		第2次(前期基本計画)				第2次(後期基本計画)								
市 (教育)	当初 教育振興基本計画				第2次教育振興基本計画					第3次教育振興基本計画					

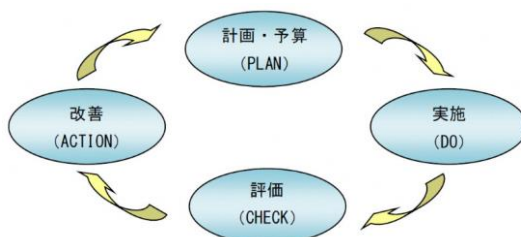
4 計画の策定体制

本計画は、教育委員会事務局の課長職で組織する「海津市教育振興基本計画推進会議」が中心となり、前計画における事業の成果・課題等を検証、関連する各種計画との整合を図り草案を作成しました。さらに、学校、PTA、スポーツ団体、社会教育等の関係者からなる「海津市教育振興基本計画策定委員会」において審議を重ねて策定しています。

また、本計画の策定にあたり、「令和5年度全国学力・学習状況調査」の結果を活用するとともに、「海津市教育振興基本計画に係るアンケート調査」を市内の園児(年長組)の保護者、児童生徒(小学5年生・中学2年生)の保護者や教職員を対象に実施しています。そして、そのアンケート結果を参考にして策定しています。

5 計画の点検・評価

教育振興基本計画に基づき長期的な視野に立って教育行政を推進していくためには、P(Plan:計画)、D(Do:実行)、C(Check:点検・評価)、A(Action:改善)のマネジメントサイクルによる進行管理の中で毎年度、点検・評価を実施し、評価結果を十分に活用して次年度以降の具体的な事業を検討することが必要です。そのため、毎年、実施した事業の取組状況を明らかにするとともに、今後の課題と対応の方向性を示すこととしています。



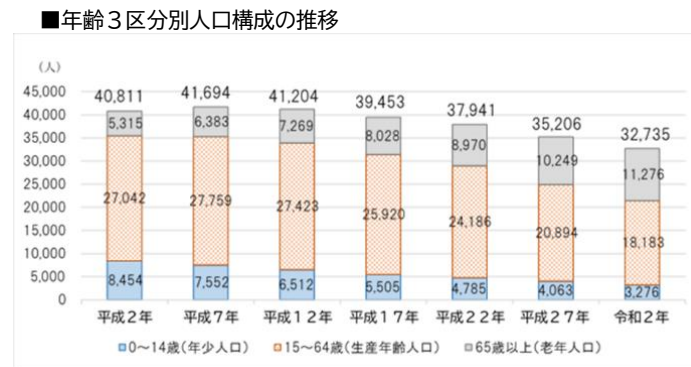
第2章 教育を取り巻く状況

1 社会状況の変化

(1) 人口減少・高齢化・人生100年時代の到来

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じており、人口減少、少子高齢化の傾向が続いています。日本は健康寿命が世界一となっており、「人生100年時代」が到来する中、生涯にわたる学習によって長い人生を充実させていくための「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」をつくることが重要になっています。

本市の人口は、令和2年の国勢調査によると、32,735人です。平成7年に人口のピークを迎え、その後は減少に転じています。また、年齢3区分別人口の構成別にみると、65才以上の老年人口比が高くなる一方で生産年齢人口比と年少人口比はともに低下傾向が続いており、少子高齢化が進んでいます。



出典：国勢調査



出典：住民基本台帳

(2) 価値観の多様化と共生社会の構築

現代の社会においては、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、尊厳のある個人として尊重され、互いにその人らしさを認め合いながら、分け隔てられることなく、共に支え合いながら生きる「共生社会」の構築が求められています。

共生社会の実現に向けては、地域住民や地域の多様な主体が「支える側」「支えられる側」という一方の関係ではなく、「誰もが支え・支えられるものである」という考え方のもと、地域課題を「自分ごと」として捉え、困難のある人を地域で支えるための仕組づくりを目指していく必要があります。

(3) グローバル社会における人材育成

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の振興の懸念が高まっています。こうした中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として促へ、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要があります。

(4) 持続可能な社会への意識の高まり

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、社会のあらゆる主体が役割を果たすことが期待されています。SDGsは、平成27年開催の国連サミットにおいて採択された17のゴールと169のターゲットからなる人類及び地球の持続可能な開発のための解決すべき課題と具体的目標を示したもので、教育は1つの達成すべきゴールに掲げられており、目標達成に向けて積極的に取り組むことが求められています。



出典：国連広報センター

(5) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念であります。

日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられます。これらを、教育を通じて向上させていくことが重要であり、その結果として特に子どもたちの主観的な認識が変化したかについてエビデンスを収集していくことが求められています。

2 教育政策をめぐる動き

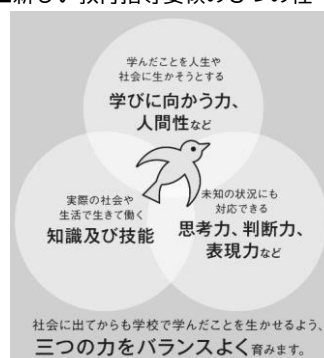
(1) 学習指導要領の改訂・実施

グローバル化やA I（人工知能）などの技術革新が急速に進展し、今後の予測困難な時代に子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。子どもたちにそのような「生きる力」を育むために、学習指導要領の改正が幼稚園では平成30年度、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度、高等学校では令和4年度に実施され、特別支援学校についても小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施されています。

新しい学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。

具体的な内容としては、小学校中学年からの「外国語教育」の導入や、小学校における「プログラミング教育」を必修化するなど社会の変化を見据えた新たな学びへと進化しています。

■新しい教育指導要領の3つの柱



出典：「新学習指導要領リーフレット」
(文部科学省)

(2) 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の学校活動

令和5年5月8日をもって、学校における教育活動に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されたことに伴い、文部科学省において学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）の改正を行うとともに、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行っています。

一方、コロナ禍においては、GIGAスクール構想によって一人1台端末の整備が一気に進むなど、児童生徒の教育環境におけるデジタル化が大きく進展しました。

現在、こうしたICT環境を積極的に活用し、コロナ禍以前の学校や教室とは大きく異なる姿で、児童生徒一人一人の学習進度や興味や関心などに応じた、きめ細かな学習や、児童生徒相互のやり取りの中で理解を更に深めていく学習が展開されるなど、デジタル技術の良さを生かした多様な教育活動が日々の実践の中で生み出されている状況にあります。

以上のような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動については、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、これまで制限されてきた学校教育活動のうち真に必要なものを回復させるとともに、GIGAスクール構想の下で生み出されてきた多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、いわば新しい学びの在り方へと進化を図っていくことが重要となります。

(3) 学校における働き方改革の推進

平成31年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられました。この答申を踏まえ、国は教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うためにも、教職員定数の改善をはじめ、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員に外部人材の活用などの条件整備にも取り組んでいます。

教師の時間外勤務は一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教師が多く、教員志望者が減少している一因とも考えられることから、教育を支える教師の長時間勤務の是正は待ったなしの状況です。

(4) 不登校児童生徒への支援の在り方について

文部科学省では、令和元年10月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」が示され、これまでの不登校施策に関する通知について整理し、改めてとりまとめられました。

同通知では、不登校児童への支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に促えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と述べるとともに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としています。

加えて、学校教育の意義・役割として、「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として、必要とされる基本的な資質を培うことを目標としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校になった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立に向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。」としています。

■「不登校児童生徒への支援の在り方について」記載事項

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方	(1) 支援の視点 (2) 学校教育の意義・役割 (3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性 (4) 家庭への支援
2 学校等の取組の充実	(1) 児童生徒理解・支援シートを活用した組織的・計画的支援 (2) 不登校が生じないような学校づくり (3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実 (4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保 (5) 中学校等卒業後の支援
3 教育委員会の取組の充実	(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組み (2) 学校等の取組みを支援するための教育条件等の整備等 (3) 教育支援センターへの整備充実及び活用 (4) 訪問型支援など保護者への支援の充実 (5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

出典：文部科学省

(5) 幼児教育の重要性を踏まえた取組

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、義務教育の基礎をつくる非常に重要な時期です。共働き家庭の増加に伴い保育所や学童保育の待機児童が増加しており、親の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが等しく質の高い教育を受けることが求められています。

このような状況に対応するため、我が国において幼児期の教育・保育の在り方を見直した子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まり、幼児教育は幼稚園、保育所、認定こども園が幼児教育の中核として役割を担っています。

「幼稚園教育要領」(平成29年3月公示・30年4月実施)では、幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化や、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進することが示されています。なお、これと同時に「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」についても改定されており、幼稚園教育要領との一層の整合性を確保することとされています。

具体的な取組としては、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障するため、令和元年度から幼児教育・保育(3～5歳児)の無償化が実施されています。

(6) ICTを活用した教育の推進

国が提唱するGIGAスクール構想に基づき、令和3年度から本市の小中学校においても、児童生徒一人1台の端末環境によるICTを活用した教育を進めています。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、児童生徒一人一人に応じた「個別最適な学び」と、一人一人の考えをお互いにリアルタイムに共有し、子ども同士で多様な意見に触れることができる「協働的な学び」の一体的な充実の実現に向けて取り組んでいます。

また、技術革新の進展に伴い、容易に情報を入手し、発信することが可能となり、インターネットやスマートフォンを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、有害サイトや「インターネットを通じたいじめ」等への対応も課題となっており、家庭でのルールづくりや学校における情報モラル教育の充実が求められています。

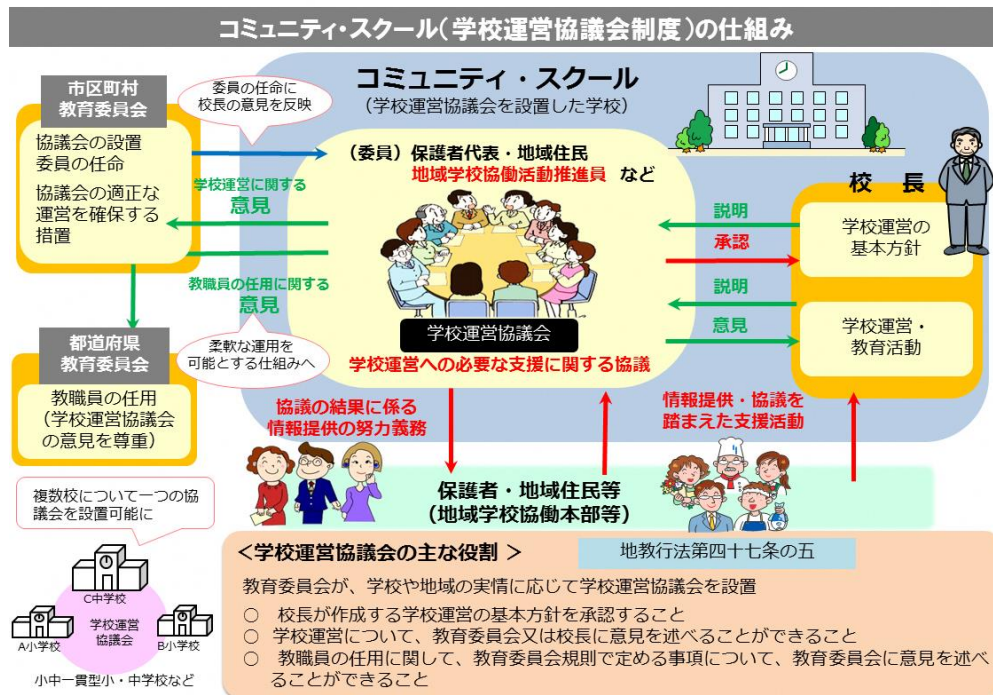
(7) 学校等の施設整備

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっている恐れがあることから、学校施設の管理においては、当該施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

(8) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を推進しています。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しています。新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことができます。

■「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の仕組み



出典：文部科学省

(9) 特別支援教育の現状

障がいのある子どもの学び場については、障害者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念の実現に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育が受けられるように条件整備を行うとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を提供する必要があります。

3 社会教育と文化芸術政策をめぐる動き

(1) 生涯を通じた学習の支援

「人生100年時代」、「超スマート社会 (Society5.0)」、「新型コロナウイルス感染症への対応」など、社会が劇的に変化中、それぞれのキャリアや学びのニーズに応じ、仕事や生活に必要な知識や技術を生涯を通じて身に付けることが求められています。

文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

(2) 子どもの読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、学校や地域における読書活動を推進しているところです。

子どもの読書活動の推進に当たっては、福祉部局や学校、図書館、地域の民間団体、民間企業といった関係者との連携、協力に努め、横断的な取組を行い、地域に根差した子どものための読書環境の醸成に取り組む体制を整備する必要があります。

(3) 家庭教育支援の推進

共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するとともに、児童虐待や不登校など子どもの育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、子育てに関する様々な悩みや不安を抱えつつ、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も多くなっています。

文部科学省では、身近な地域で保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制の整備や基本的な生活習慣づくりを推進しています。

(4) 青少年の健やかな成長

文部科学省は、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。

また、近年では、スマートフォンの普及によりインターネット接続が容易になり、青少年の生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が深刻な問題となっていることから、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などに基づき、地域・民間団体・関係府省庁等が連携して、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進し、有害情報から守ることに取り組んでいます。

(5) 文化芸術の振興

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため「文化芸術推進基本計画」を文化庁が策定しています。令和5年3月24日に閣議決定した第2期基本計画は、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画の成果と課題を踏まえ、文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策も取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことが重要になります。

(6) 文化財の保存と継承

文化財は、国の歴史や文化の理解のため、欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、地域づくりの主体になるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

地域において長く守り伝えられてきた有形、無形の文化財は、地域の誇りであり、また観光振興に欠かせない貴重な資源でもあるため、文化財を活用し地域活性化につなげていくことが重要です。そのためには、文化財の保存・管理・修理に努める必要があります。また、人間の「わざ」そのものである音楽や工芸技術などの無形文化財の伝承や文化的な景観の適切な保存や活用を図る必要があります。

4 スポーツ政策をめぐる動き

(1) 子どものスポーツ機会の充実

文部科学省では、国民の体位の変化やスポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等の現状を踏まえ、平成10年度より「新体力テスト」を実施しています。「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和3年度に引き続き、体力テストの合計点が小・中学生の男女ともに低下しています。主な要因としては、令和元年度から指摘されている①運動時間の減少、②学習以外のスクリーンタイムの増加、③肥満である児童生徒の増加について、新型コロナウイルス感染症の影響によって更に拍車がかかったと考えられます。

(2) 学校の運動部活動の地域連携

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心がある同好の生徒が参加し、教師等の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきました。しかしながら、社会・経済の変化等により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し学校や教師だけで解決できない課題が増えています。とりわけ、少子化が進展しており運動部活動においては、従前の運営体制では維持できない状況で存続の危機にあります。

子どもたちの豊かなスポーツ活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により部活動のあり方について速やかに持続可能な活動環境を整備する必要があります。

第3章 海津市の教育の状況

1 海津市の現状

(1) 就学前施設の状況

本市の就学前施設は、令和5年4月現在、私立認定こども園が7施設、公立認定こども園2施設の合計9施設です。現在の入園状況は、全ての入園希望者が就学前施設に入園することができるため、待機児童はいない状況です。

また、認定こども園幼稚部は、令和4年度より満3歳児から対象とし、早期より入園が可能となりました。

ここ数年、人口減少や少子化の影響は避けられず、園児数の推移は、減少が続いています。

■認定こども園施設

認定こども園名（種類）		住所
公立	高須認定こども園（幼保連携型）	海津市海津町高須374番地1
	石津認定こども園（幼保連携型）	海津市南濃町太田854番地1
私立	東江こども園（保育所型）	海津市海津町駒ヶ江437番地2
	わかば海津北こども園（保育所型）	海津市海津町鹿野21番地1
	今尾コスモスこども園（保育所型）	海津市平田町仏師川483番地
	わかば海西こども園（保育所型）	海津市平田町野寺1342番地1
	認定こども園 庭田保育園（保育所型）	海津市南濃町庭田184番地1
	こまの認定こども園（保育所型）	海津市南濃町駒野467番地
認定こども園 石山保育園（保育所型）	海津市南濃町田鶴416番地1	

■令和5年5月1日現在の園児数（人）

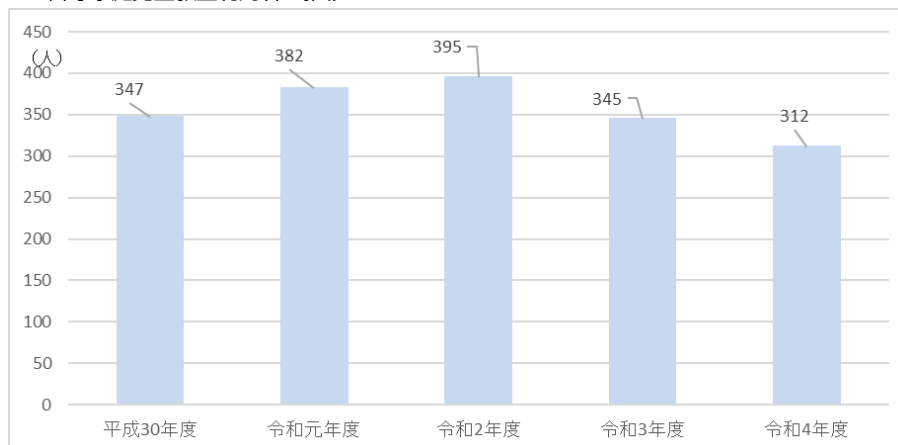
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園(保育部)	501	526	539	538	592	564	516	465
認定こども園(幼稚部)	228	279	306	294	200	200	173	147
保育園	196	81	-	-	-	-	-	-
幼稚園	21	9	-	-	-	-	-	-
計	946	895	845	832	792	764	689	612

資料：こども未来課

(2) 留守家庭児童教室の状況

留守家庭児童教室の利用者は、令和3年度以降は、少子化に伴い減少傾向にあります。

■留守家庭児童教室利用者の推移



資料：こども未来課

(3) 小学校及び中学校の状況

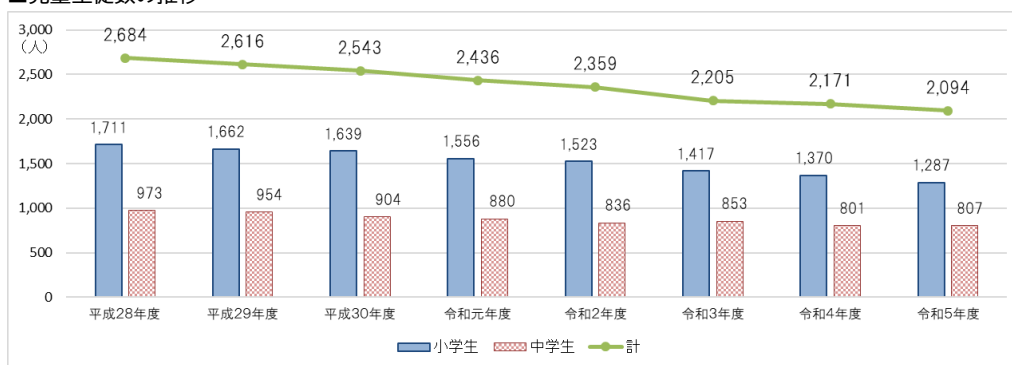
本市は、令和5年5月1日現在、小学校が10校、中学校が3校あり、小学校の児童数は、1,287人、中学校の生徒数は、807人で合計2,094人の児童生徒が在籍しています。

なお、令和6年4月より海津町地域の高須小、吉里小、東江小、大江小、西江小が統合して海津小学校が開校します。その結果、市内の小学校が6校になり、中学校3校と併せると9校の学校施設となります。

■海津市の学校施設 (R6.4.1 予定)

	学校名	住所
小学校	海津小学校 (R6.4.1開校)	海津市海津町高須町337
	今尾小学校	海津市平田町今尾4434
	海西小学校	海津市平田町野寺1023
	石津小学校	海津市南濃町吉田319
	城山小学校	海津市南濃町駒野1317-8
	下多度小学校	海津市南濃町津屋1869
中学校	日新中学校	海津市海津町高須531-1
	平田中学校	海津市平田町蛇池1318
	城南中学校	海津市南濃町羽沢1050

■児童生徒数の推移



資料：学校教育課

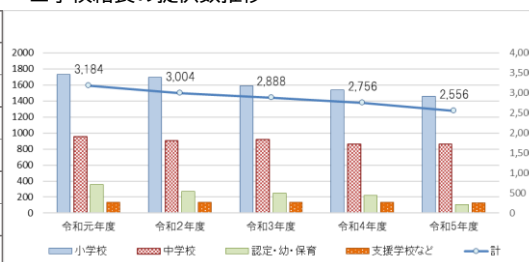
(4) 学校給食センターの状況

本市の学校給食は、学校給食センターにて一括調理を行い小学校、中学校、公立認定こども園、海津特別支援学校に給食を提供しています。

■学校給食の調理施設

施設名称	海津市学校給食センター	
所在地	海津市平田町今尾3725番地2	
施設概要	敷地面積	4,987.50㎡
	建物延面積	2,854.87㎡
	建築年	平成21年2月
	構造・階数	鉄骨造一部2階建
	運営方式	ドライシステム方式
	調理能力	約5,500食/日最大

■学校給食の提供数推移

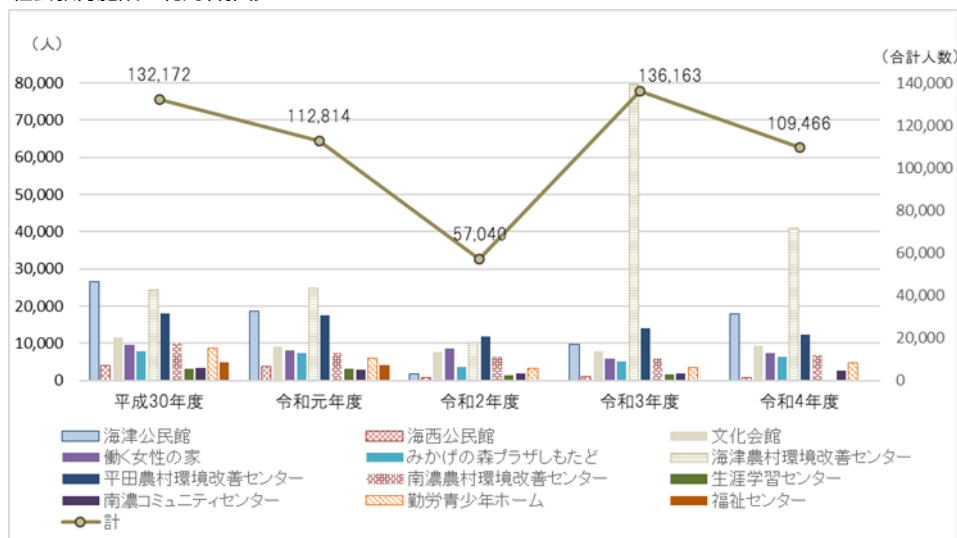


資料：学校給食センター

(5) 社会教育施設の利用状況

社会教育施設は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の影響で、令和2年度の利用者は減少しました。海津農村環境改善センターが新型コロナウイルス感染症予防接種の会場になったため、令和3年度から令和4年度の利用者は増加しています。

■社会教育施設の利用者推移



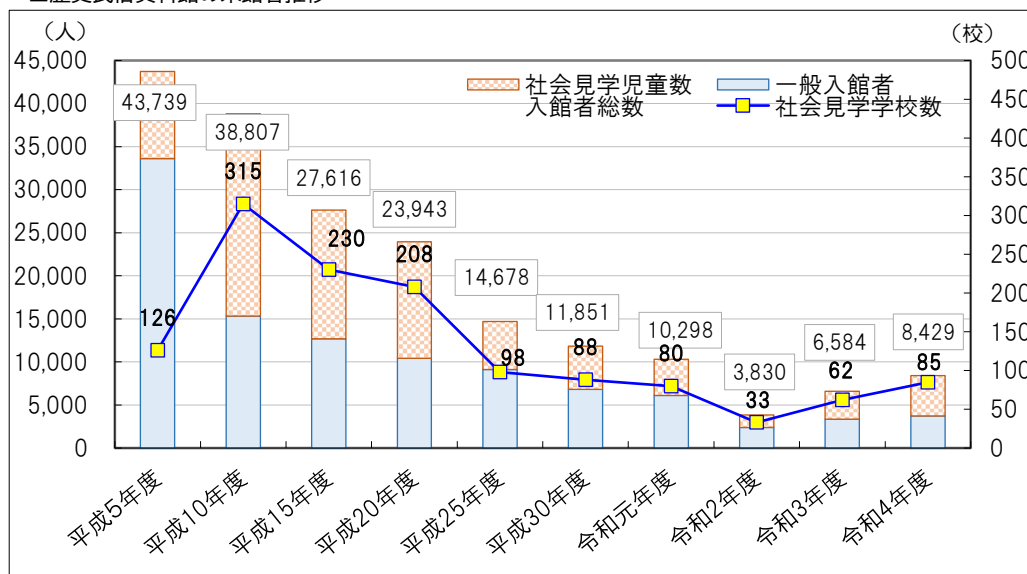
資料：社会教育課

(6) 歴史民俗資料館の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の影響で、令和2年度の入館者数は、3,830人まで減少しました。令和3年度からの入館者数は、徐々に増加しています。

また、社会見学の学校数は、平成25年度以降、増減を繰り返しています。

■歴史民俗資料館の来館者推移



資料：歴史民俗資料館

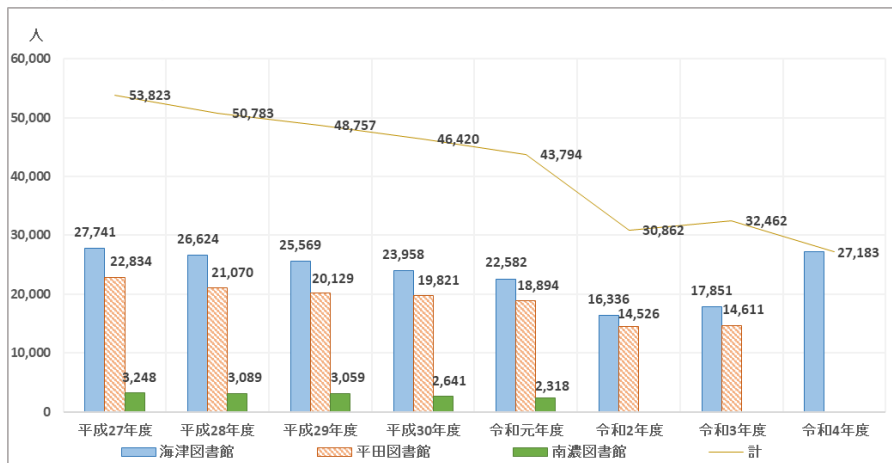
(7) 図書館の利用状況

令和4年度海津図書館の年間入館者数は61,035人、年間貸出利用者総数は27,183人、年間貸出総数は144,589冊です。いずれも推移は減少していますので、令和4年1月より海津市デジタル図書館を開設してインターネットに接続環境さえあれば、24時間いつでも電子書籍を読む環境を整えています。

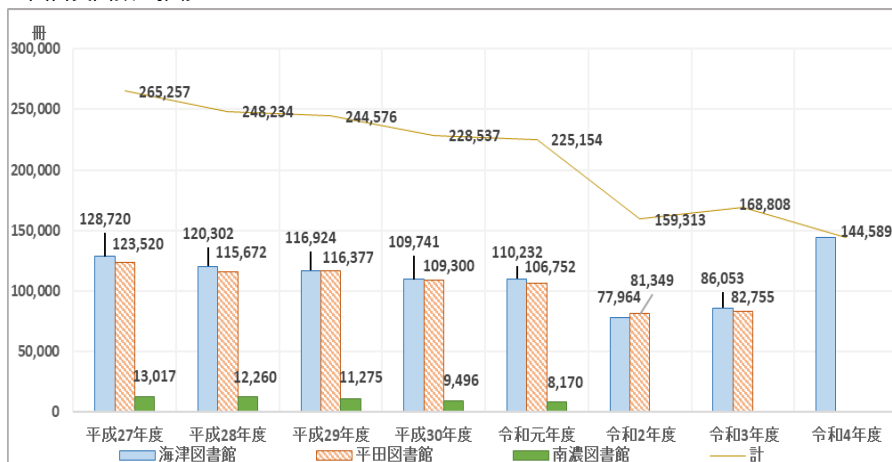
■図書館の利用者推移



■図書貸出利用者の推移



■図書貸出数の推移

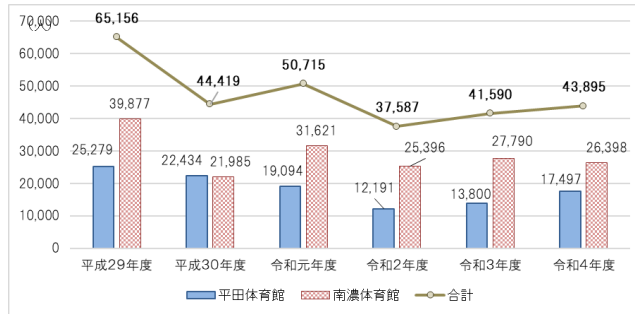


資料：図書館

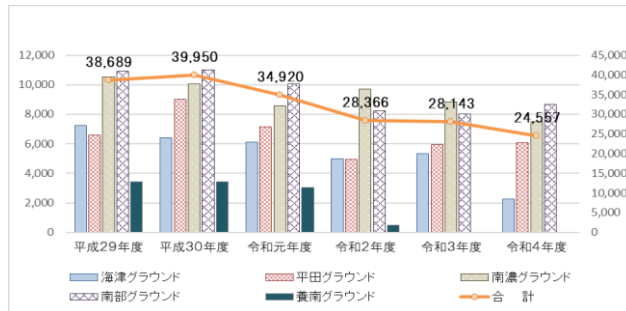
(8) 社会体育施設の状況（体育館・グラウンド・テニスコート・市民プール）

社会体育施設は、多くのスポーツ団体や少年団、中学校地域クラブなどで利用しています。令和2年度よりコロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により様々な利用制限があり利用者が著しく減少しています。体育館と市民プールについては、令和3年度からの利用者が徐々に増加しています。市民プールは、民間事業者による指定管理者制度を導入し、サービス向上を図っています。

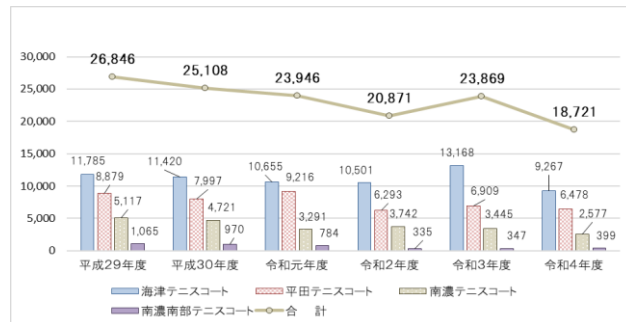
■体育館利用者数の推移



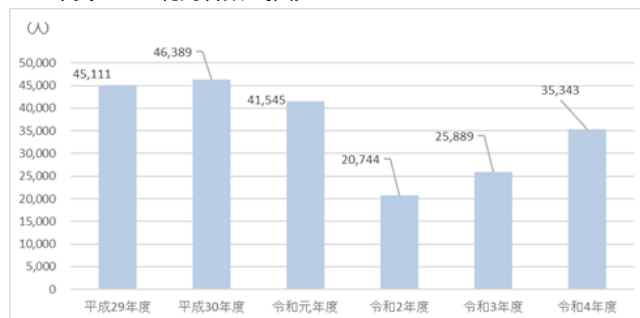
■グラウンド利用者数の推移



■テニスコート利用者数の推移



■市民プール利用者数の推移



資料：スポーツ課

第4章 計画の基本理念・目標

1 計画の基本理念

令和4年3月に策定した海津市第2次総合計画後期基本計画は、「子育て世代に選ばれるまちづくり」を重要な目標と捉え、関連が深い11の施策を「海津イレブン」として位置付けました。この「海津イレブン」の推進により、賑わいと活力のある本市の実現を目指すとともに、子育て世代に選ばれるまちづくりを進め、すべての世代にとって「住みよいまち」を目指しています。

重点施策の教育・文化は、学校教育環境の充実を施策とし「多様な個性を引き出す教育」を掲げ、誰一人取り残すことなく、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす教育を推進しています。また、本市の歴史や自然・文化を学び、郷土愛を育む教育も推進しています。

それを受け本計画は、子どもたちが未来に夢を持って、自らの可能性を伸ばし、人と人とのつながりを大切にしながら、心豊かに生きることを目指すため、「いのちが輝く教育」を基本理念として「多様な個性が地域と共に輝く未来へ」と定め教育・文化の具体的な計画を示します。

【基本理念】

「いのち」が輝く教育

～多様な個性が地域と共に輝く未来へ～

2 基本的観点

個人が輝く

『愛情と思いやりに溢れる人を創る』

- ① 一人一人のよさが輝き、互いに認め合う心を育む教育
- ② その子らしさを生かし、可能性を伸ばす教育
- ③ 主体的かつ協働的な学びを通じて、未来の礎となる力を育てる教育

地域が輝く

『地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現』

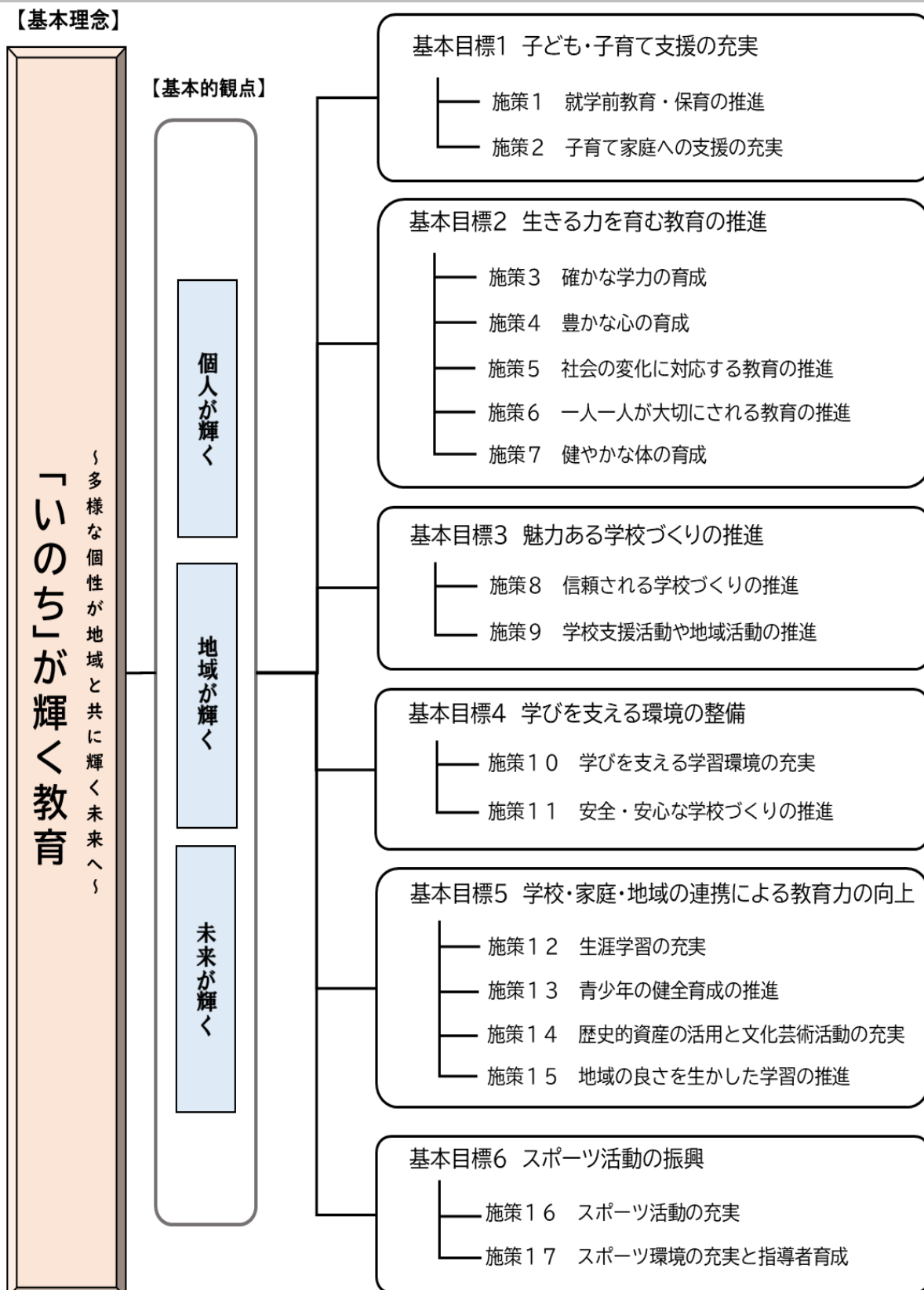
- ① このまちと人から「生きる」を学び、社会参画する力を培う教育
- ② 子どもも大人も共に学び支え合う、家庭・地域の教育力の向上

未来が輝く

『新しい時代に求められる資質・能力を育む』

- ① 新しい時代の学びにつながる環境の整備
- ② 海津の文化を愛し、継承・発展をめざす、郷土を愛する心の醸成

3 計画の体系



第5章 施策の展開

基本目標1 子ども・子育て支援の充実

施策 1 就学前教育・保育の推進

●施策方針●

子どもたちの「生きる力」の基礎を育て、心身の発達を促します。

■現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえた教育・保育を行うことにより、義務教育及びその後の教育の基礎が培われます。

本市の幼児期の学校教育・保育を行うための就学前施設は、令和5年4月現在、公立認定こども園が2園と私立認定こども園が7園で合計9園になります。単独の保育所及び幼稚園はなく、すべて認定こども園であることから、教育・保育及び子育て支援を総合的な観点から提供することができています。なお、待機児童の本市の状況は、すべて入園希望者が希望する園に入園できています。

本市では、より良い教育環境の整備や魅力ある認定こども園づくりを目指すために、少子化に対応した認定こども園の適正規模の検討と、質の高い教育・保育を支援するため保育教諭などの資質向上に向けた研修を実施しています。また、子ども子育て支援法に基づき「子ども・子育て会議条例」を定め、子ども子育て支援事業計画の審議や、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関する審議など意見を求め子育て支援につなげています。

一方で、幼児期の教育は、少子化、核家族化、情報化の進展により幼児を取り巻く様々な環境の変化で、家庭や地域との希薄化による社会の教育力の低下が指摘されていることから、家庭や地域と認定こども園が協力し、子どもの健やかな成長を支える必要があります。また、遊びや生活を通して子どもが学ぶ楽しさを知り、積極的に物事に関わろうとすることは、小学校以降の学習意欲や社会に出てからも自ら考え進んで物事を解決する力が必要になります。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
待機児童数	0人	0人

■基本施策

①幼児教育の充実及び小学校連携の充実

幼児期においては、一人一人の成長に応じ、「遊び」を通して、子どもがのびのびと生活できる環境と幼児期にふさわしい基本的な生活習慣や規範意識、道徳性が身に付くように、きめ細かな指導計画を立て幼児教育の充実を図ります。

小学校との連携は、幼児教育から学校教育へ円滑な接続の重要性から「幼保小連携協議会」を設け、幼児・児童に関する情報の共有や職員交流、研修等の連携を充実します。

②配慮が必要な子どもへの支援

配慮が必要な子どもについては、その状況が一人一人異なるため、保育教諭などが障がいや発達の遅れなどについて知識や理解を深めることが大切です。そのため市発達支援センター主催の研修会などに参加したり、巡回相談を通じて障がいなどの早期発見、早期支援に努めます。さらに、認定こども園で障がいのある子どもの受け入れが可能となるように、保育教諭などを加配する障がい児保育事業を促進します。また、食物アレルギーの慢性疾患で配慮を要する子どもについては、保護者から情報提供を受け、栄養士や園医と相談しながら、各園で適切な支援を図ります。

③幼児教育に係る研修の充実

幼児一人一人の育ちと学びの連続性を踏まえた教育を充実するために、市全体の認定こども園における教育の質の向上を目指し、保育教諭の専門性を高めるとともに、幼児教育の充実に向け、保育教諭の資質向上を目的とした研究事業を推進します。

基本目標 1 子ども・子育て支援の充実

施策 2 子育て家庭への支援の充実

●施策方針●

すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるように子育て支援サービスを充実します。

■現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。しかし、共働き世帯や核家族化、ひとり親家庭などの増加により、家庭の中で親子との関わる時間が少なくなることによって良好な関係が構築できないことが懸念されます。

共働き世帯は、本市でも夫婦が共に働くことで経済的な安定があることから増えていきます。特に令和5年4月現在の3歳以上児の認定こども園入所率は、96.9%であり、ほとんどの世帯が共働きにより入園しています。そのため令和4年度に認定こども園幼稚部の入所対象を、3歳児から5歳児の3学年に加え、満3歳児となった翌月から入所できるよう拡充しています。

共働き世帯の増加は、変則的な勤務に対応できる保育や急な事柄、育児疲れ解消のための保育など子育て支援ニーズを多様化させており、それらに柔軟に対応できる子育て支援サービスなどの充実が求められています。

■指標

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
留守家庭児童教室利用者数	312人	160人

■基本施策

①多様な子育て支援サービスの充実

多様化する保護者の勤務形態に対応するため、子ども・子育て会議を通して子育て支援ニーズを把握し、計画的に子育て支援サービスを提供できる体制を充実します。また、共働き世帯が働きながら安心して子どもを預けられるように低年齢児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業などの子育て支援サービスの充実を図ります。

②放課後の子どもの居場所づくりの推進

パートタイム労働等の就業形態をはじめとする生き方（ライフスタイル）の多様化などと相まって子どもの居場所のニーズも多様化しており、こうした多様なニーズへの対応が求められています。そのため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や体育館のミーティングルーム等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成の充実を図ります。

③相談体制の充実及び情報提供の充実

相談支援機能が円滑かつ着実に機能を果たし、必要な人に情報や支援が届くよう、こどもや子育て当事者の視点に立った情報発信やSNS等を活用したプッシュ型の情報提供を充実します。

④安心して過ごせる親子の居場所を創設

子どもの健やかな成長が保障されるような環境の整備を行うため、子どもの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供する最適な場として、また、保護者同士が安心して気軽に「交流」でき、「相談」機能を備えた子育て支援の拠点施設を創設します。



子育て支援センターかいづ

施策 3 確かな学力の育成

●施策方針●

児童生徒が確かな学力を身に付けることで「生きる力」を育むとともに、個性を生かす教育の充実に努めます。

■現状と課題

令和3年1月に中央教育審議会より、2020年代を通して実現すべき「令和の日本型教育」の姿が示されました。本市においては、この理念の実現に向け、すべての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。

今後も確かな学力の定着に向けて、学習のねらいを明確にし、一人一人の「生きる力」を育成していくための指導の工夫と充実に努めます。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「学校に行くのが楽しいと思いますか。」の質問に、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	51.8%	57.0%
「これまでに受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていましたか。」の質問に、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	34.9%	41.9%

■基本施策

①「軸」を明確にした学校経営の推進

学校の特色を活かし、目指す子どもの姿をもとに目標を掲げ、その具現化に向けた「軸」を明確にした学校経営を行います。また、学習のねらいを明確にし、一人一人の「生きる力」を育成していくための指導の工夫と「生きる力」の確実な習得を図ります。

②基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得

児童生徒に、生きて働く知識・技能を身に付けるために、だれもが分かる授業を展開していきます。また、間違いやすい学習内容の確実な習得を目指すため繰り返し学習を行います。そのためにAIドリルの活用をはじめ、ICTの活用をし、個別最適な学びを図り、子どもが自己調整しながら学習を進めていけるような指導を実施します。

③主体的・対話的で深い学びを目指す授業づくり

国語をはじめ各教科などにおいて、記録、要約、説明及び論述などの言語活動を取り入れ、言語の力を高めるための学習体制の充実に努めます。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、自分で考え、自分で答えを見つけ出す力を育成するとともに、教師主導の授業から生徒主体の授業改善を図ります。

④学びに向かう力を高める取組の充実

本市独自の教材や学習環境を積極的に活用することで楽しい授業づくりを進めます。また、校外学習や体験活動の機会を増やすことや、専門性の高い外部講師を招くなど、児童生徒の学習に対する興味や関心を高めるような取り組みを推進します。

基本目標2 生きる力を育む教育の推進

施策4 豊かな心の育成

●施策方針●

心のふれあいを大切にした温かい人間関係を通して、児童生徒の豊かな心を育みます。

■現状と課題

子どもの豊かな心の育成を目指して、「特別の教科 道徳」の授業を要とするすべての教育活動の場で、適切な教材の活用、ボランティア活動や自然体験活動、地域の人々とのふれあいなどを進め、道徳教育の充実を図っていく必要があります。各学校では、子どもの成長過程や実態などを把握し、発達の段階に応じた指導目標を明確にして善悪の判断や自主・自律及び共同の精神、遵法精神、郷土を愛する態度、生命を尊重する態度などがバランスよく身に付くように、指導内容や指導方法を工夫しています。

今後も、学校、家庭、地域との連携強化を図り、世代を超えた道徳的価値の良さの感じ方を共有することにより、子どもの豊かな心や道徳性を地域社会全体で高めしていく取り組みを推進していく必要があります。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「自分には良いところがあると思いますか。」の質問に、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	37.8%	45.4%
「人が困っているときは、進んで助けていますか。」の質問に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	45.4%	52.2%

■基本施策

①人権同和教育の推進

人権尊重と人間平等の基本理念を確立するとともに、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進します。また、家庭及び地域社会において人権意識の高揚を図ります。

② 道徳性を育む教育

自主性や自律の精神、自他の生命を尊重する心、基本的な生活習慣や遵法精神、社会の形成に主体的に参画する態度など新しい時代を、人としてより良く生きる力を育むため、その基盤となる道徳的心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う「特別の教科 道徳」教育を推進します。そのため、保護者や地域との連携を深め、子どもの道徳性を地域社会全体で高める道徳教育を実施します。

③ 豊かな体験活動の推進

各学校の実態に応じ、各教科や総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて、自然体験、社会体験、ボランティア体験、異学年や高齢者との交流活動などの体験的・実践的活動を推進することで、子どもの豊かな感性や情操を育みます。

④ 「共生」の心を育む教育

いじめ防止のための取組等について、情報共有及び調査研究を行うとともに、いじめ防止等のための対策を総合かつ効果的に推進します。また、全ての子どもがマイノリティの視点に立った国籍や民族の「違い」を認め合い、多様な文化や価値観を受容・尊重して、「共に生きよう」とする意欲や態度を育てていきます。

基本目標 2 生きる力を育む教育の推進

施策 5

社会の変化に対応する教育の推進

● 施策方針 ●

児童生徒が、国際化や情報化などの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成します。

■ 現状と課題

本市では、思考力・判断力・表現力と主体的に学ぶ力を育てる授業を実施するために、GIGAスクール構想で整備されたICT環境を利用できる施策に重点的に取り組んできました。また、平成18年度に文部科学省より「キャリア・スタート・ウィーク推進地域」に指定されて以来、中学2年生を対象に市内事業所において、最大、連続5日間の職場体験をすることで、知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させる教育をしています。

今後は、将来の予測が困難な時代において、一人一人が社会の変化に対応するための必要な能力として、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性、それらを総合して新たな価値を創造していく力を身に付けることが望まれています。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」の質問に、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	75.3%	79.1%
「英語の勉強は好きですか。」の質問に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	28.1%	36.5%

■基本施策

①教育情報化の推進

一斉学習、個別学習、協働的な学習のそれぞれの学びの場において、児童生徒の学習への興味・関心を高め、主体的・対話的で深い学びを実現するため積極的にICT機器の活用を図ります。また、教員はICT機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法、児童生徒のICT活用を進める方法など指導するため情報研修を推進します。

②キャリア教育の推進

児童生徒の学ぶ目的意識の明確化や社会的・職業的自立のために必要な能力を育成するため、学校・家庭・企業等が連携しながら小学校では、職場見学、中学校では、職場体験など発達段階に応じた、キャリア教育を推進します。

③外国語科・外国語活動の充実

A L T（外国語指導助手）や英語インストラクターを配置することと、小学校外国語科における教科担任制を設けることで、外国語科や外国語活動の授業における子どものコミュニケーション能力（身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合う力）の向上を図ります。

④郷土資源を活用した学習の推進

「ふるさとの心」や「郷土の先人」など、さらに郷土教育の資料を吟味・精選し、郷土の歴史を学ぶ教育を支援します。また、ふるさと海津に誇りを持ち、未来を担う児童生徒を育てるために、教職員が「かいづ」の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、郷土教育に関する資質向上を図ります。

施策 **6**

一人一人が大切にされる教育の推進

●施策方針●

一人一人の教育ニーズに応じて、多様な学びの場を柔軟に活用できるよう支援体制の充実を図ります。

■現状と課題

障がいの重度・重複化や発達障がいを含む障がいの多様化による関係機関と連携した支援の必要性など、特別支援教育における多様な教育的支援や施策のニーズが高まっています。

本市では、特別な支援を要する子どもに対し、状況に応じた支援会議の開催、関係機関との連携強化、定期的な支援体制の協議をして適切な校内支援体制を築いています。また、一人一人が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、誰一人取り残すことなくその資質・能力を育成できる指導の充実を図っています。

さらに、不登校の子どもに対する多様で適切な教育機会を確保するため、高須・駒野フレンドリールームを有効に活用し、児童生徒の居場所となるよう個に応じた活動を行ってきました。

今後は、児童生徒や保護者のニーズを捉え、さらに学習環境を充実させていきます。その際、多様な教育ニーズを要する子どもたちに丁寧に対応し、一人一人の子ども能力や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などを育成できる指導の充実を図っていきます。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人に、いつでも相談できますか。」の質問に、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	35.7%	42.8%

■基本施策

①多様な教育ニーズを要する子どもに対応した教育機会の充実

特別な支援を必要とする児童生徒や、すべての子どもがともに十分な教育を受けられるように多様で柔軟な仕組みを整備します。また、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校傾向の子どもに対する居場所づくりに努めます。

新たに設ける教育支援センターでは、居場所づくりだけでなく不登校傾向の児童生徒を支援する「大江フレンドリールーム」を設置し、さらに、保護者向けの教育相談体制も設けることで一体的な支援の充実を図ります。

②相談・支援体制の充実

特別な支援を要する子どもに対し、状況に応じた支援会議の開催、関係機関との連携強化、定期的な支援体制の協議など、適切な校内支援体制を充実していきます。

③SOSの出し方教育の推進

心の健康を保つための考え方やスキルを学び、ストレスに対応できるようにするとともに、SOSの発信の仕方や受け取り方について学び、悩みを一人で抱えこまず信頼できる大人へ相談することのできる力を育みます。

④特別支援教育に関わる教職員の研修

学校の全職員が計画的な研修を行う事を通して、特別支援教育に対する理解を深めるとともに、特別支援学校との連携を図る等、組織的な動きをつくりま

基本目標2 生きる力を育む教育の推進

施策 7 健やかな体の育成

●施策方針●

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、児童生徒が自ら健やかな体をつくることに関心を持ち、積極的に健康や食生活にかかわる態度を育成します。

■現状と課題

児童生徒のアンケート結果では、毎日、朝ごはんを食べている児童生徒の割合は約82%です。しかし、朝ごはんを「あまり食べていない」及び「全く食べていない」児童生徒も約8%の割合でいるとの結果でした。これは、食生活の多様化が進む中で、家庭において十分な知識に基づく指導を行うことが困難となりつつあるばかりか、児童生徒の偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れによるものと推測されます。特に、成長期である児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼす重要な事柄です。

児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題に対応するため、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、学校保健、学校給食・食育の充実が求められています。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「朝食を毎日食べていますか。」の質問について、「食べている」と回答した児童生徒の割合	81.9%	85.2%

■基本施策

①学校における体育指導の充実

児童生徒の体力や運動能力の向上に向けて、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会、遠足などの特別活動や家庭教育活動などを相互に関連させながら、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図ります。

②食育の推進

子どもの食生活については、学校の年間指導計画に基づき、学校・園、家庭、地域が連携して、次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成に努めます。また、学校における食育を推進するために、学校給食の教育的意義を明確にするとともに、学校の教育活動全体で食に関する指導の充実を図ります。

③学校給食の充実

郷土料理や外国料理だけでなく、時代の変化に即した献立を取り入れ、栄養バランスの取れた魅力ある学校給食の提供を目指します。また、地場産物の活用を図り食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ります。

④学校給食センターの効率的な運用・整備

給食センターの運用形態については、調理業務をはじめとして食材の維持管理や配送業務まで包括的な委託方法を取り入れるなど、効率的な運用を図ります。また、学校給食衛生管理マニュアルや異物混入の未然防止などの管理方法に基づき、食材の調理、給食の提供に至る工程において、施設・人的な衛生面を含め安全管理の徹底を図ります。



学校給食センター

施策 8

信頼される学校づくりの推進

●施策方針●

地域に開かれ信頼される学校を実現するため、個々の教職員の力量と組織での対応力の向上を図るとともに、教職員の働き方改革を推進します。

■現状と課題

地域に開かれ、信頼される学校を実現するため、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。子どもの成長や発達、人間形成に大きな影響を与える教職員には、教育者としての使命感や倫理観、幅広い専門的知識や豊かな教養、そして、これらに基づく実践的な指導力が求められています。また、社会の変化や保護者の価値観の多様化といった今日的課題に的確に対応していく力も必要になっています。

そのためには、教職員の資質・能力を絶えず向上させるため、教職員一人一人の経験や職務に応じた研修の充実を図るとともに、教職員としての専門性の向上や今日的な教育課題への対応力向上など、時代のニーズに応じた研修を実施していく必要があります。

今後は、教職員としてのキャリアに応じた専門性や今日的な教育課題への対応力の向上を図るため、大学をはじめとする関係機関との連携も活かしながら、教職員研修の充実を図ることが求められています。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「教職員の資質や指導力の向上を図るについての施策は充実しているか。」の質問について、「充実している」「どちらかといえば充実している」と回答した教職員の割合	64.6%	69.8%

■基本施策

①学校組織力の向上

信頼される学校を実現するため、将来を見据えた学校づくりのビジョンを明確にし、教職員が共通認識をもち、学校教育目標達成に向けて、組織として教育活動に取り組む体制づくりを推進します。

②教職員の資質・指導力の向上

学級経営力、授業力を高めるために、小中学校教員が互いの教育課程や指導内容のつながりを把握し、義務教育9年間で児童生徒を育てます。

教職員一人一人の経験や職務に応じた研修の充実を図るとともに、教職員としての専門性の向上や今日的な教育課題への対応力向上など、教育ニーズに応じた研修の充実を図ります。また、小中学校での公開授業の参加や、就学前と小学校、小学校と中学校との交流授業を促し、進路指導のため高校との情報連携を図るなど、教職員の資質向上に努めます。

③教職員の働き方改革

定期的に業務の改善工夫や行事等の内容を見直し、1か月の時間外勤務について45時間以内を目指します。そのため、教職員のワークライフ・バランスについて意識を高めることで、学校での「働きがい」「やりがい」につなげます。

また、ICT機器やデジタル教材の有効活用に向けた教職員の研究体制やICT支援員を派遣するなど指導体制の充実を図ることで、教職員のサポート体制を充実します。

④教職員のメンタルヘルス対策の推進

学校において休日を含めた時間外勤務を正確に把握し実態改善に向けた調査を進めます。また、教職員の心身の状態を把握するため「メンタルヘルスチェック」を実施します。さらに医師による「心の相談」を受ける機会を設け、教職員の心の健康状態を健全に保ちます。

基本目標3 魅力ある学校づくりの推進

施策 9

学校支援活動や地域活動の推進

●施策方針●

学校・家庭・地域の連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通して児童生徒が安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で児童生徒を育む学校づくりを推進します。

■現状と課題

近年、地域においては、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化により、地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下が懸念されています。

そうした状況の中、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む社会に開かれた教育の実現に向けて、学校・家庭・地域の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、社会全体で子どもの成長を支えていくことが求められています。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「学校支援ボランティアなど、家庭・地域が学校を支援するしくみについて施策は充実しているか。」の質問について、「充実している」「どちらかといえば充実している」と回答した教職員の割合	47.4%	54.5%

基本施策

①コミュニティ・スクール導入の推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。そのため新設校の海津小学校にコミュニティ・スクールを創設し、その後各学校へ導入を推進します。

②学校支援ボランティア活動の推進

スクールボランティアやPTAなどの協力を得て、登下校時の見守り活動、環境美化の活動、本の読み聞かせ活動など子どもたちの成長を地域と協働して支える環境を推進します。

③地域の教育力の活用

地域の人的・物的資源を活用するなど、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現する必要があるため、地域全体で子どもたちを育む教育力の活用を推進します。

④開かれた学校づくり

市民に身近で地域の貴重な財産である学校が「開かれた学校」として、地域における学びや地域づくりの拠点としての役割を果たすことができるよう、ふれあいと交流のできる学校づくりを促進します。



地域の方から花の育て方を教えていただいている様子

施策 10

学びを支える学習環境の充実

●施策方針●

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うため、その安全性・機能性の確保を図り、超スマート社会 (Society5.0) の実現に向け、質の高い教育を支える教育環境の整備・充実を図ります。

■現状と課題

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な条件です。その学校教育活動を存分に展開できるように、機能的な施設環境を整えるとともに快適で十分な安全性や防災性、防犯性、衛生的な環境を備えた安全で安心な施設とする必要があります。

令和2年度に「G I G Aスクール構想」により市内小中学校の児童生徒に一人1台の学習用端末を貸与し、I C T環境を整備しています。今後は、超スマート社会 (Society5.0) を生きる児童生徒にI C T環境を活用した教育を提供することにより、個別最適化された教育を進めることが必要です。

アンケート結果では、児童生徒が「学習の中でI C T機器を使うのは、勉強の役に立つと思いますか」の質問に、肯定的に回答した割合は、90%を超えています。また、教職員が学校施設や整備などについて、特に充実・改善してもらいたいことについても、「情報機器の充実」が最も多くの回答があり、超スマート社会 (Society5.0) の実現に向け、I C T機器を最大限活用することが求められています。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大により、様々な教育活動が制限されてきました。また、学校が児童生徒の居場所として身体的・精神的な健康を支えるという、福祉的な役割を再認識する契機となりました。今後も、新しい生活様式による感染症予防対策が重要となります。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「学習の中でI C T機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか。」の質問に、「役に立つと思う」と回答した児童生徒の割合	60.2%	65.0%

■基本施策

①学校支援職員の適正配置

学校における教育活動を支援するため、小学校低学年の学習支援、学校における教員のI C T活用、特別な支援を要する児童生徒のサポートなどを教員がスムーズに行えるように支援する体制を強化します。

②学校ICT環境の充実

学校において、電子黒板、学習端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。特に児童生徒の理解度に応じた学習を提供できるAIドリル等を活用し、家庭学習での有効活用等を推進します。

③情報モラル教育の充実

「情報モラル」と「情報活用」に焦点を当て、ネットの特性や適切なコミュニケーション方法、情報のリスクなどを学ぶ情報モラル教育をより充実させ、子どもたちの発達の段階に応じた情報活用能力の育成を図ります。

④学校規模等適正化の推進

児童生徒の減少が進む中で、学習環境や指導の充実、教育水準の維持向上を図る観点から学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応について継続的に協議します。

⑤学習環境における感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、小中学校においても引き続き、健康観察、手洗いや消毒、換気等に取り組むとともに、新しい生活様式等の状況に応じた感染予防対策に取り組みます。また、児童生徒に感染症対策の重要性を伝えていきます。

基本目標4 学びを支える環境の整備

施策 11

安全・安心な学校づくりの推進

●施策方針●

地域や関係機関と連携し、生活安全、交通安全及び災害安全の観点から、安全で安心な教育環境づくりに取り組みます。

■現状と課題

本市では、生活安全の推進を図るために、交通安全対策の充実を進めており、特に次世代を担う児童生徒の安全を確保するための通学路安全対策が課題となっています。通学路の変更や交通状況等により、通学路危険箇所の発生などが考えられることから、学校をはじめ関係機関による点検を継続的に実施し、通学路の効率的・効果的な安全対策を行う必要があります。

南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が懸念される中、児童生徒自身が、安全確保のために主体的に行動できるように防災教育を推進していく必要があります。

防犯の強化や防犯教育の充実を図り、安全・安心な学校づくりを推進していく必要があります。

児童生徒の安全で安心な教育環境を確保するため、学校施設の老朽化対策として、予防保全的な改修を計画的に実施する必要があります。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「防犯の強化や防犯教育の充実を図り安心・安全な学校づくりを推進する についての施策は充実しているか。」の質問について、「充実している」「どちらかといえば充実している」と回答した教職員の割合	91.7%	94.5%
トイレの洋式化率	66.5%	71.8%

■基本施策

①学校安全教育の推進

学校安全教育は、危険予測の演習、安全マップづくり、避難訓練や応急手当を学ぶなど、様々な手法を取り入れ、児童生徒が安全上の課題について自ら考え、主体的に行動できる資質と能力の育成をはかります。

②安全・安心な通学路の確保

通学路における交通安全を確保するため、道路交通実態に応じ、学校、道路管理者など関係機関と連携し、道路の安全に向けた環境整備の対策事務を推進します。また、児童生徒に効果的な交通安全教育の実施を推進するなど、通学路を始めとする道路を安全に通行する意識及び能力の向上を図ります。

③学校施設の適正な維持管理

学校施設の老朽化による安全面や機能面で不具合が生じた箇所の修繕を施すことは、安全で快適な学校施設として維持します。また、予防保全的な改修を実施することで、突発的な事故のリスク回避につながります。安全性の確保だけでなく、改修費用の平準化コストの削減を図り予防保全的な改修を計画的に実施していきます。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、障がい等の有無に関わらず、誰もが安心して学校生活が送れるようにする必要があることから、特別な支援を要する児童生徒の入学に併せて、校舎及び屋内運動場の多目的トイレやスロープ等による段差解消等の整備を推進していきます。

現在、城山小学校屋内運動場は、トイレ洋式化率が低いことから、衛生環境の確保、バリアフリー化、避難所としての防災機能の強化などの観点からも、トイレ改修を進めていきます。

施策 12

生涯学習の充実

●施策方針●

生涯にわたって、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「何からでも」各年代に応じた幅広い生涯学習の機会を提供できるよう、学習環境の整備に努め、一人一人の「生きがいづくり」や「地域を支える人づくり」など心豊かな生活を送ることができるよう生涯学習の充実を図ります。

■現状と課題

本市では、公民館、歴史民俗資料館など社会教育施設を中心に各種講座、教室などを開催し学ぶ意欲のある市民の誰もが学び始められるよう生涯学習の場を提供しています。そのため、社会教育施設を最適な状態に保つため整備を推進します。

多様化するライフスタイルの中で心豊かな生活を送るためには、市民一人一人が、生きる喜びを見だし、生きがいを感じる事が重要であり、市民にとって個々の学習目的のニーズに応じた学習機会の提供が求められています。

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症においては、健康面や経済面だけではなく、人々の学習形態にも変化を与えています。あらゆる施設において、マスクの着用や手指の消毒、3つの密を避けることなどが促され、人と人とのふれあいを通じた学習や交流の機会などが減少しました。今後においては、感染症予防などに配慮した「新しい生活様式」を継続的に実践していくことにより、安心な日常生活と活力のある活動を取り戻すため、新たな学びのあり方や環境づくりを検討していく必要があります。

図書館は、生涯学習の拠点として、あらゆる方の、教養・調査研究・趣味・娯楽等に役立つ資料や情報を提供し、自由に豊かな地域文化の創造と発展を支援する施設としての役割を期待されています。

■指標

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
生涯学習講座の受講者数	513人	550人
図書館貸出数	144,589冊	150,000冊

■基本施策

①社会活動・体験活動を通じた教育の推進

自然体験活動を通してふるさとの自然に親しむ機会をつくるとともに、文化芸術活動を充実させ、文化的で心豊かな生活を送ることができるよう社会活動・体験活動を通じた教育を推進します。

②学校と地域団体の連携の推進

学校と地域団体が連携し、体験活動などを通じて共に学ぶことにより、社会性やコミュニケーション能力を育むとともに、地域との「つながり」を強化し、協力しあえる関係づくりを推進します。

③生涯学習活動の推進及び学習機会の充実

市民主導型の生涯学習講座をさらに展開していくため、市民講師と市民のニーズを的確に把握し、ライフステージに応じた学習内容の充実を図ります。

生涯学習に対する市民意識の向上を図り、啓発に努めるとともに、ニーズに応じた幅広い生涯学習の場を提供します。

④読書活動の推進

市民の読書活動を推進するため、「読書のまち宣言」の実現に向けての取組を進めるとともに、新刊書の紹介や読書活動の普及啓発、子どもたちが本に親しむ機会の増加のため、「絵本の読み聞かせ会」などの図書館イベントを開催します。

⑤図書館の学習活動の充実

多様で高度化する学習ニーズに応えるため、図書館などの学習機関の機能をより一層充実させ、利用者へのサービス向上と専門性の高い学習機会の提供に努めます。また、デジタル図書館利用者のさらなる増加を図ります。

基本目標5 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

施策 13

青少年の健全育成の推進

●施策方針●

世代・地域・心のつながりを強化し、地域ぐるみで良好な環境づくりを進め、青少年の健全育成を図ります。

■現状と課題

青少年を取り巻く環境は、社会環境の悪化と社会全体のモラルが低下するとともに、家庭を含めた人間関係の希薄化と社会の基本的なルールへの認識が弱まるなど様々な課題が指摘されています。

このような青少年の非行問題を含めた子育ての問題への対応は、家庭での親の果たす役割が重要ですが、家庭だけでは解決できるものではなく、地域全体で見守り、支援をしていく社会のあり方が問われています。また、すべての子どもの人権が尊重され、子ども自身の育つ力、家庭で育む力、地域全体で支えあう力が一つになり、健やかに生まれ育つ社会環境を再構築していくことが重要な課題となっています。

二十歳の集いは、成人としての自覚や地域の一員としての自覚を育み、地域の発展や存続について考え、若者の積極的な社会参加を促す大切な機会となっており、より多くの若者の参加促進を図っていくことが重要です。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
二十歳の集い 参加率	75.9%	79.7%

■基本施策

①地域における青少年育成の充実

子どもが安心して暮らせる環境づくり、地域の活性化と教育力向上のために、学校・家庭と地域との連携をより一層深め、子どもたちの活動や学習支援などに地域住民が関わりをもてるように取り組みます。

②青少年の体験活動の推進

市内で行われている文化や芸術、スポーツ、ボランティアなどの様々な活動の場への青少年の参加を促進します。

青少年の主体性や社会性を育むために、二十歳の参加者が自ら企画する「二十歳の集い」の参加促進を図ります。また、異年齢交流の場となっている子ども会活動等においても、自主的に活動ができるように家庭・学校・地域の連携を図ります。

③家庭における教育力の向上

保護者が、子どもの個性に合わせた子育てができるように、地域・学校・家庭との連携を推進し、きめ細かな支援と学習機会を提供できる体制を整え、家庭教育力の向上を図ります。また、基本的な生活習慣を整え、思いやりの心を大切にできる家庭を営むことができるよう支援します。

④青少年の居場所づくり

青少年の非行防止と声かけ事案などからの被害防止を目的として、地域のスクールボランティアやこども110番などによる見守り活動や広報啓発などを行い、環境美化活動の充実を図ります。また、家庭・学校・地域社会・警察・各種団体との連携を図り、協力体制を強化し、青少年の居場所づくりを支援します。さらに安全・安心な地域ネットワークを築き、地域の見守り力を高めていきます。

施策 **14**

歴史的資産の活用と文化芸術活動の充実

●施策方針●

郷土の歴史や文化に、誇りと親しみを感じられることのできる普及・啓発活動を推進するとともに、文化施設の整備、文化行事の活性化、伝統文化の継承、文化団体の育成を推進します。

■現状と課題

本市は、国・県・市指定文化財などが73件あり、多くの文化遺産や伝統芸能を今日に受け継いでいます。その他、指定文化財でない文化財や祭祀、遺跡などが各所に価値を有して散在しています。

これら指定文化財は、その意義や歴史的・文化的価値を考えると、できる限り現状保存をして、後世に伝えていくことが重要ですが、生活環境の変化や産業の進展による破損・散逸によって保存の継続が危ぶまれているのも事実です。

こうした郷土の文化において、より一層の保存・顕彰を図りながら文化財的価値を高め、生涯学習などの文化資源として活用するため、調査・研究を推進するとともに、その基礎的情報の蓄積を図る必要があります。併せて、これらの文化財を広く市民に周知することが求められています。

■指標

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
歴史民俗資料館 1日あたり平均入館者数	27.4人	60.0人

■基本施策

①歴史文化遺産の保存・継承と活動

所有者や管理者と協力して、その種別に応じた適切な保護管理体制を確立し、文化財の整備及び活用計画の作成を進め、後継者育成への支援をするなど、文化財の周知に努め、保存・保護を図ります。

地域資源である文化財の価値を高めることは、地域住民がふるさとに誇りをもつことにつながるため、積極的に情報公開をするとともに、文化財の活用を図り観光や文化振興など地域の活性化を図ります。

②歴史・文化の魅力発信

郷土の歴史や文化財に、誇りと親しみをもつことのできる普及・啓発活動を推進するとともに、市民が地域の文化遺産を知り、守り、伝えることによって、文化財愛護に対する意識高揚を図ります。

文化財マップなど郷土の文化を紹介・案内する資料を充実し、史跡巡りや学習会などを行って、郷土文化を知る機会の拡大を図ります。また、文化財などを案内するボランティアガイド「ふる里おもてなし隊」との連携強化を図り、観光にもつなげます。

③文化芸術に触れる機会の充実

文化団体の活動は、参加する人たちが生きがいを感じることや、自己表現のできる機会をつくることで、文化レベルの向上を図る取組を推進するとともに、成果発表をする活躍の場を提供し、文化団体が活動しやすい環境づくりに努めます。また、質の高い芸術の機会を提供することで、豊かな心を育むとともに、市民参加型による芸術創作活動に取り組める環境づくりに努めます。

④歴史民俗資料館運営の充実

入館者が減少傾向にあることを踏まえ、より一層の調査・研究を進めながら企画展などの事業を展開していき、リピーターの確保や新たな入館者の増加に努めます。また、館内リニューアルにより新たな魅力を発信し、入館者の増加を目指します。

基本目標5 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

施策 15 地域の良さを生かした学習の推進

●施策方針●

地域の自然や歴史の良さを生かした学ぶ機会を創出し、子どもたちがふるさとを愛し誇りに思う心を育成します。

■現状と課題

近年における人口減少や少子化の進行、女性の社会参画による共働き世帯の増加などにより、これまで地域社会を支えてきた人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。このような社会のなかで、地域の自然や歴史の良さを生かした学ぶ機会を創出し、子どもたちがふるさとを愛し誇りに思う心を育成することが求められています。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
あなたのお子さんを見て「郷土の歴史や文化についての理解が身についていると思いますか。」の質問に、「身についている」「やや身につけている」と回答した小中学校の保護者の割合	30.6%	36.7%

■基本施策

①海津の自然・歴史を学ぶ機会の充実

郷土の文化に触れ、自然景観を見て歩き、歴史を学ぶことのできる機会を提供します。また、多様な分野における有識者の活用やメディアへの情報発信によるPRなどに努めます。

②環境学習の推進

子どもたちが環境について正しい理解を深め、環境を大切にし、環境の保全に配慮した行動が取れるようにするため、豊かな自然環境の中での体験活動を通じて自然の大切さを学ぶ学習など、環境学習の取組を推進します。

③地域人材の活用と育成

地域の自然や歴史に詳しい人材の協力を得て、地域資源を生かした子どもたちの豊かな学びを提供するとともに、地域と学校が連携して、子どもの成長を支えることができるよう、地域人材の育成に取り組みます。

④ふるさとを愛し誇り思う心の育成

子どもたちが、海津の自然・歴史を学ぶ機会を体験することにより、地域に対する視野を広げ、地域課題を考えるとともに、ふるさとを愛し誇りに思う心の育成に努めます。



歴史民俗資料館



堀田の田植え（歴史民俗資料館）

施策 16 スポーツ活動の充実

●施策方針●

市民が健康で活力のある生活が送れるように、子どものうちにスポーツを好きになり、スポーツに親しむことができる機会を提供します。

■現状と課題

本市では、地域を主体としたスポーツ大会を開催し、地域スポーツ活動の推進を図るとともに、スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を開催するなど、生涯スポーツに参加できる機会を提供しています。

子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、総合型地域クラブの充実やスポーツ少年団の体制を推進する必要があります。また、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、スポーツに対するニーズや適正に応じて、多様なスタイルでスポーツを楽しむことができる機会の創出が求められています。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
あなたのお子さんを見て「体力や運動能力が身についていると思いますか。」の質問に、「身についている」「やや身についている」と回答した小中学校の保護者の割合	67.8%	70.8%

■基本施策

①中学校地域クラブの活動の推進

総合型地域スポーツクラブを運営主体とした中学校地域クラブ（以下「地域クラブ」と言う）を設立し、令和4年8月から土日等休日の部活動を地域に移行しています。今後は、市スポーツ協会やスポーツ少年団・学校部活動と連携し、地域クラブの活動の充実を図ります。

②子どもたちのスポーツ少年団の育成

子どものうちにスポーツを好きになり、スポーツに親しむことができる機会を充実させます。また、子どもの健全育成のため、スポーツ少年団などチームスポーツの活動支援を行います。

③特色を生かしたスポーツの推進

「みる」スポーツを通して、さらに市民のスポーツに対する意識高揚を図るため、ボート及びトライアスロン競技など本市の特色のあるスポーツ環境を生かし、スポーツ観戦の機会を創出し、競技への関心を高めます。

④スポーツレクリエーションを楽しむ機会の充実

身近な地域で、親子・家族が参加できるスポーツレクリエーションを充実させるとともに、地域を主体としたスポーツ大会や、室内でも気軽にできるスポーツ教室を開催し、誰もが楽しくスポーツに親しむ機会を提供します。

基本目標6 スポーツ活動の振興

施策 17

スポーツ環境の充実と指導者育成

●施策方針●

市民が気軽に安全かつ快適にスポーツ活動ができるように、スポーツ環境の充実や指導者の育成・確保に努めます。

■現状と課題

本市のスポーツ施設としては、体育館（2ヶ所）、グラウンド（4ヶ所）、テニスコート（4ヶ所（うちテニス兼用フットサルコート1面））のほか、柔道場、武道館、市民プール、グラウンドゴルフ場があります。また、小中学校の運動場と体育館の教育施設を社会体育の振興を図るためスポーツ開放しています。一方、市民プールは、平成19年度より指定管理者制度による管理・運営を専門の民間企業が担っています。

このほか、国の施設として長良川サービスセンターがあります。施設には、長良川国際レガッタコースのほか、テニスコート、サッカー場、ビーチバレーコートがあり、多くの人が汗を流しています。

利用者が安全にスポーツ活動を行うことができるように、老朽化した社会体育施設の計画的な改修や長寿命化を推進していくことが必要です。

スポーツ団体は、スポーツ機会の提供と競技力を高める重要な役割を担っています。しかし、参加者の停滞、高齢化がみられるスポーツ団体などの活性化が課題となっています。それぞれの団体の特性に応じた活動を支援するとともに、諸課題を解決できるよう各団体が連携できる組織体制が必要となります。また、市民がスポーツに親しみ、技術を向上させるには、幅広い視野と熱意を持った指導者の存在は不可欠で、各競技団体がジュニアからシニアに至るまでの指導体制づくりを段階的、継続的に行うことが重要です。また、土日等休日の部活動の地域クラブへの移行により、地域の指導者の必要性がさらに高まり、指導者の育成や資質の向上を目指し取り組む必要があります。

■指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
スポーツ指導者の研修回数	—	3回/年

■基本施策

①スポーツ環境施設の充実

社会体育施設の長寿命化を図りながら、利用者が安全で快適にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。また、市民が身近な場所でスポーツを楽しめるよう、教育施設のスポーツ開放を継続的に進めます。

②スポーツ指導者及び担い手の育成

スポーツ協会及び地域クラブと連携を図り、スポーツ指導者に対する研修会を実施し、資質の向上を図ります。市民ニーズに合った指導が行われるように指導者間の情報交換や情報共有を進めます。また、土日等休日の部活動の地域クラブ移行に伴い、地域クラブと連携し、指導者の確保を行います。

③スポーツ活動を支援する体制整備

本市出身の世界で活躍が期待される選手を支援します。また、全国大会に出場する市民及び市民競技団体を支援します。今後は、地域を主体としたスポーツ活動が生涯スポーツ社会を実現する上で重要な役割を担うことから、いつでもスポーツに親しめる環境づくりに努めます。



平田野球クラブ（土日等休日の部活動地域移行）



第27回木曾三川交流レガッタ

第6章 資料編

第6章 資料編

1 海津市教育振興基本計画策定委員会の歩み

	日程	内容
第1回	令和5年6月5日	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付・委員長、副委員長の選任について・教育振興基本計画の計画期間について・策定スケジュールについて・基本理念について・アンケート調査について
第2回	令和5年10月6日	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査の結果報告について・第3次教育振興基本計画（案）について
第3回	令和5年10月27日	<ul style="list-style-type: none">・第3次海津市教育振興基本計画（案）の修正について・パブリックコメント実施について
パブリックコメント	令和5年12月18日 ～令和6年1月16日	(パブリックコメント実施) <公表場所> 教育総務課、各支所、市ホームページ、 市情報公開コーナー（海津図書館内）

2 アンケート調査の概要及び結果

1 調査の目的

本計画を検討していくため、児童生徒などの学習状況や生活状況、家庭や地域における教育など様々な課題整理の基礎となるデータや意見を集約するため、アンケート調査を実施しました。

2 調査設計

(1) 調査対象

- ①保護者 : 小学校5年生及び中学校2年生の児童生徒保護者
(全員)
- ②園児保護者 : 園児(年長組)の保護者(全員)
- ③教職員 : 小中学校教職員(県職員)
- ④児童生徒 : 小学校6年生及び中学校3年生(全員)
(令和5年度全国学力・学習状況調査を活用)

(2) 調査方法

- ①保護者 : 学校を通じて配布・回収
- ②園児保護者 : 園を通じて配布・回収
- ③教職員 : 学校を通じて配布・回収

(3) 調査時期

令和5年7月

(4) 調査内容

- ①就学前教育について
- ②児童生徒の学習状況と生活状況について
- ③将来について
- ④教職員や学校について
- ⑤市の教育施策について
- ⑥家庭や地域の教育について
- ⑦生涯学習について

3 回収状況

区 分	配布数	回収数	回収率
児童生徒の保護者	494	422	85.4%
園児の保護者	142	116	81.7%
小・中学校の教職員	208	192	92.3%
計	844	730	86.5%

4 アンケート集計上の注意事項

- (1) 集計については、単純集計を行いました。
- (2) 回答結果の割合(%)は有効標本数(集計対象者総数)に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- (3) 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。
- (4) 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または、回答の判別が著しく困難なものです。
- (5) グラフ及び表の「n (number of case)」は、標本数(集計対象者総数)を表しています。また、「SA (シングル・アンサー)」は単数回答で、各設問について1つの選択肢のみの回答を示しており、「MA (マルチプル・アンサー)」は複数回答で、各設問に対して複数の選択肢を回答しています。

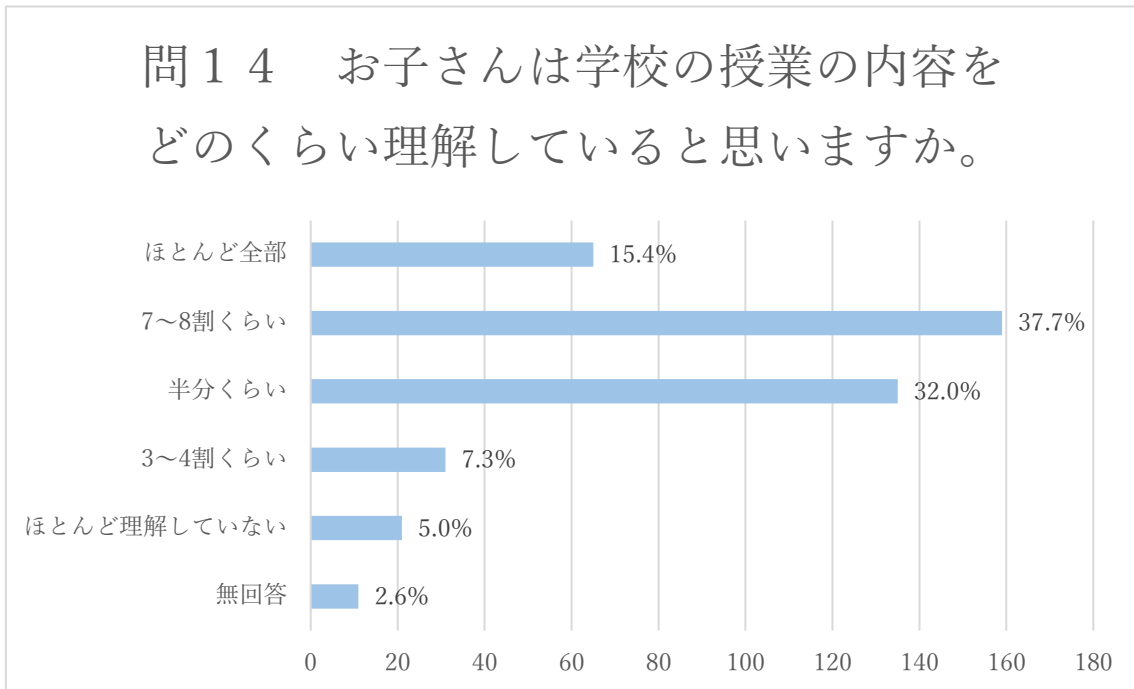
5 アンケートの掲載および集計表について

- (1) アンケートは、調査対象者別に集計しています。
- (2) アンケート集計および結果については、本計画の策定資料として活用した部分を抜粋して掲載しています。
- (3) 集計回答が「その他」にあてはまる場合および自由意見の欄において、取りまとめを行いました。

6 アンケートの結果抜粋

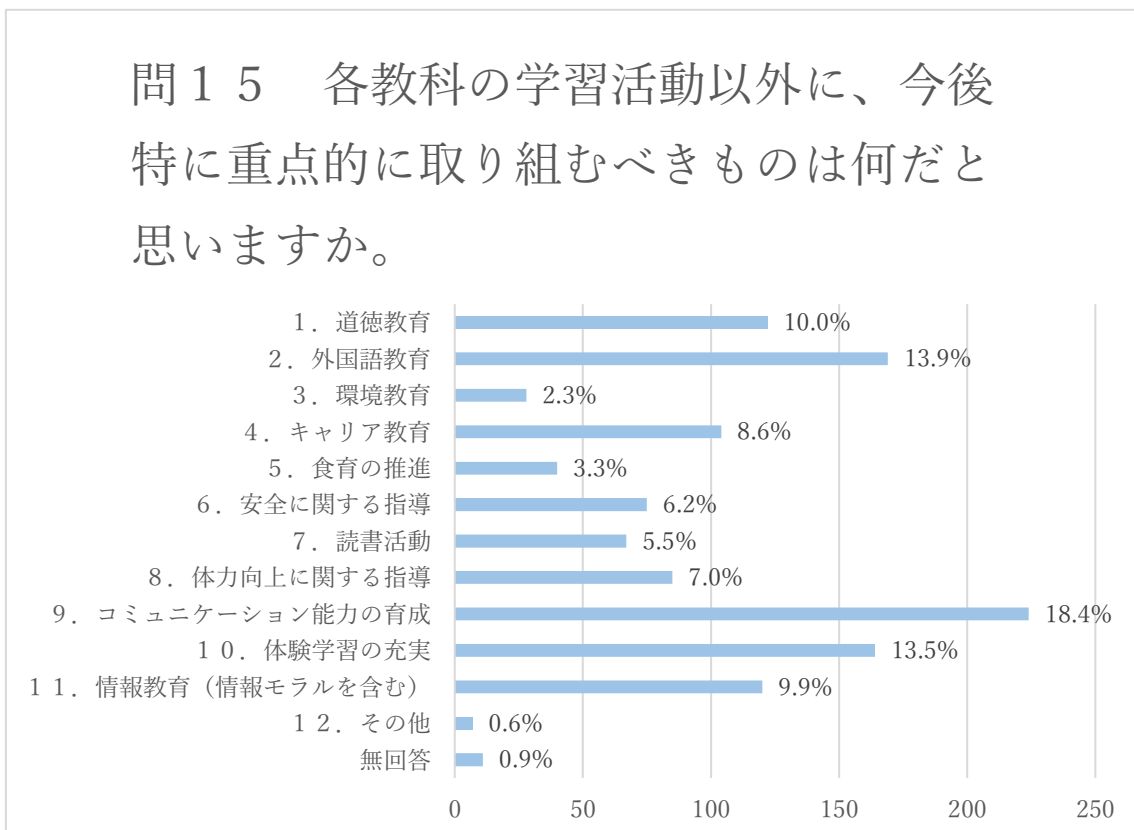
【児童生徒の保護者のアンケート調査より】

(SA) n = 422

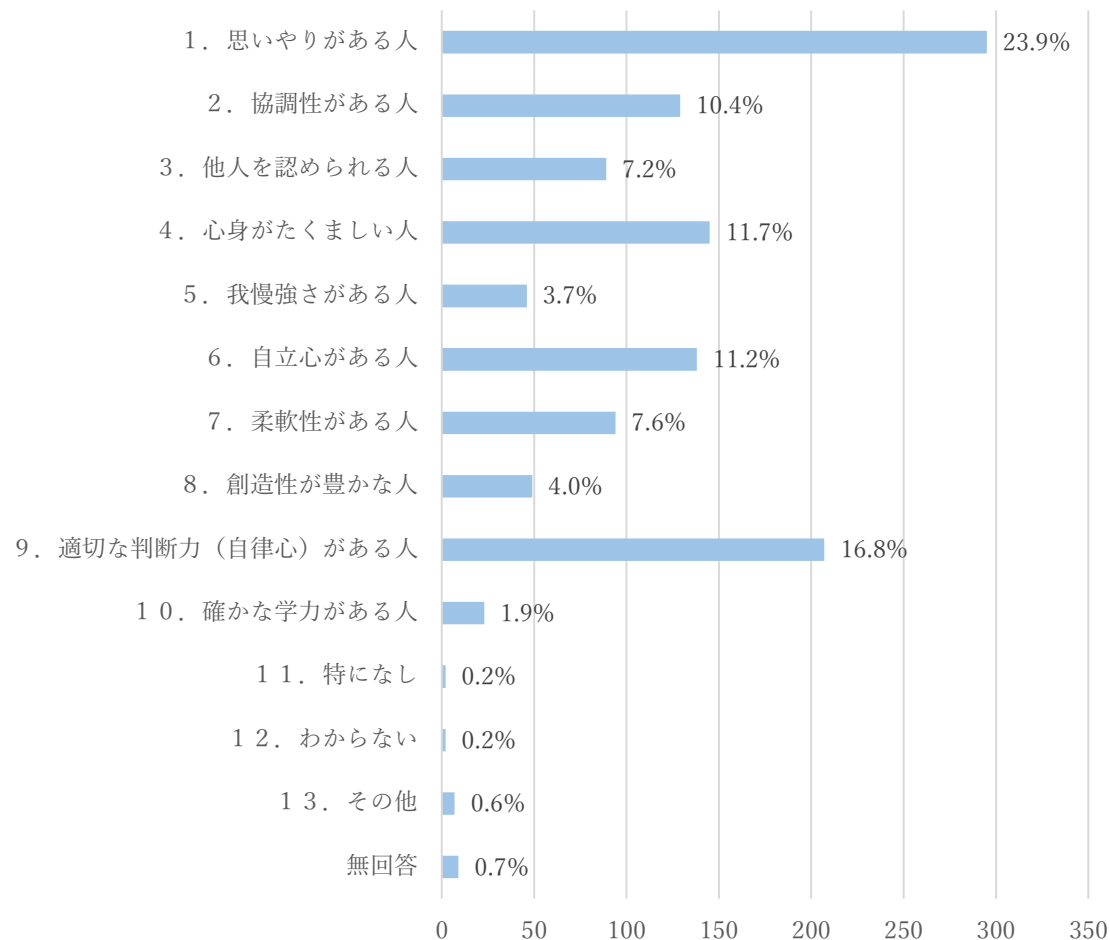


(主なもの3つまで○)

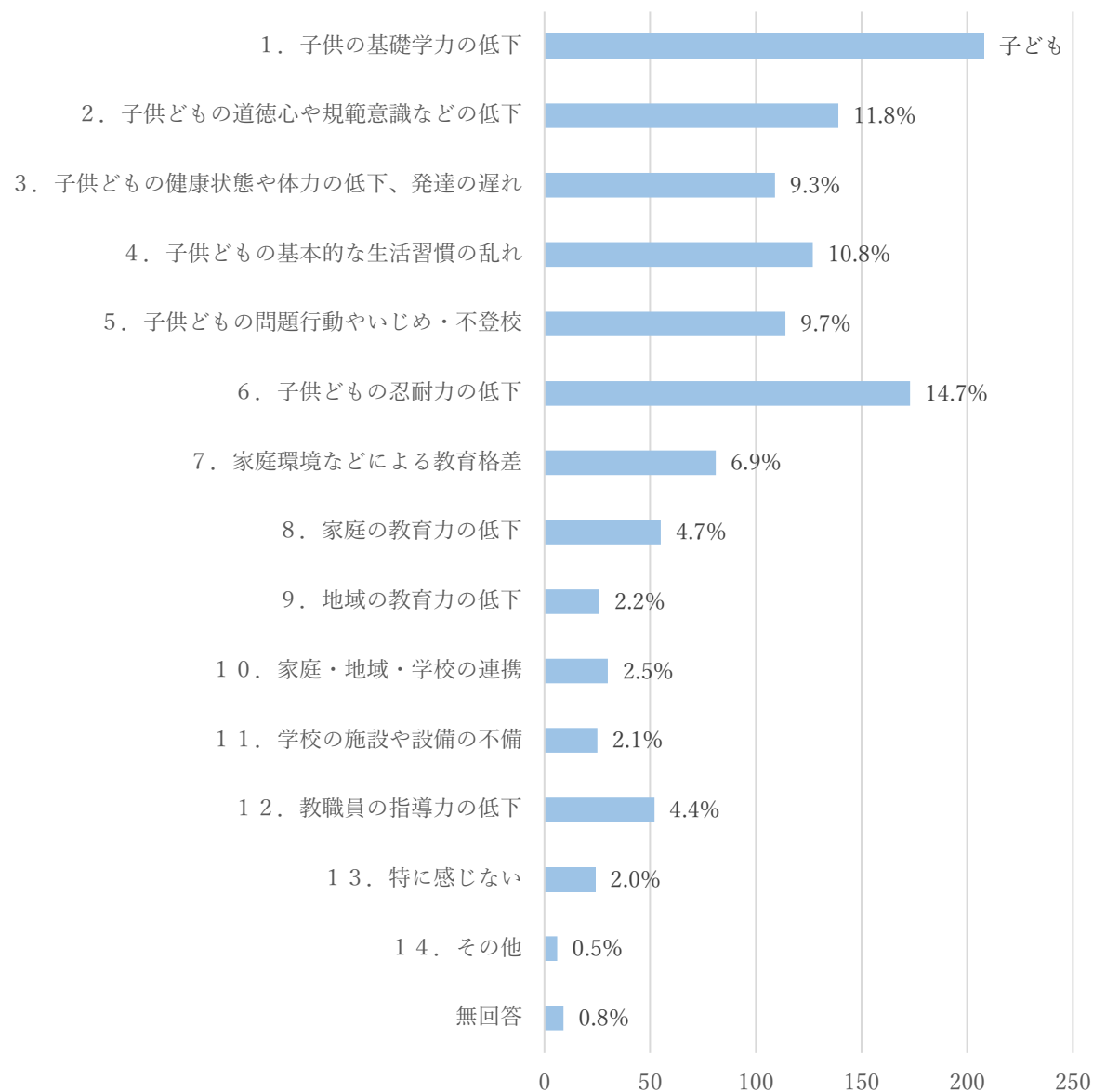
(MA) n = 1216



問20 お子さんに将来どのような人になってもらいたいと思いますか。



問2 1 子どもたちや教育について、課題と 感じることは何ですか。

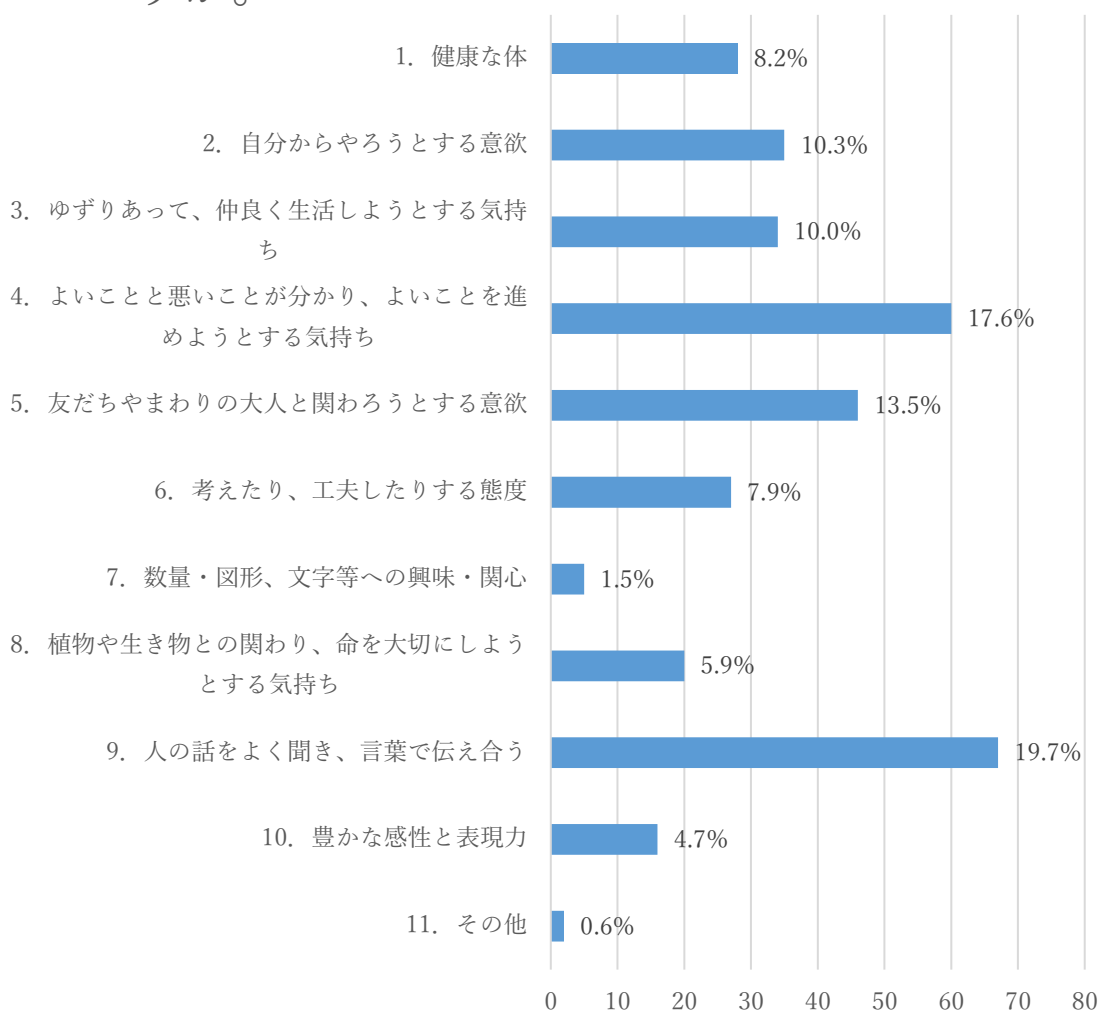


【園児（年長組）の保護者アンケート調査より】

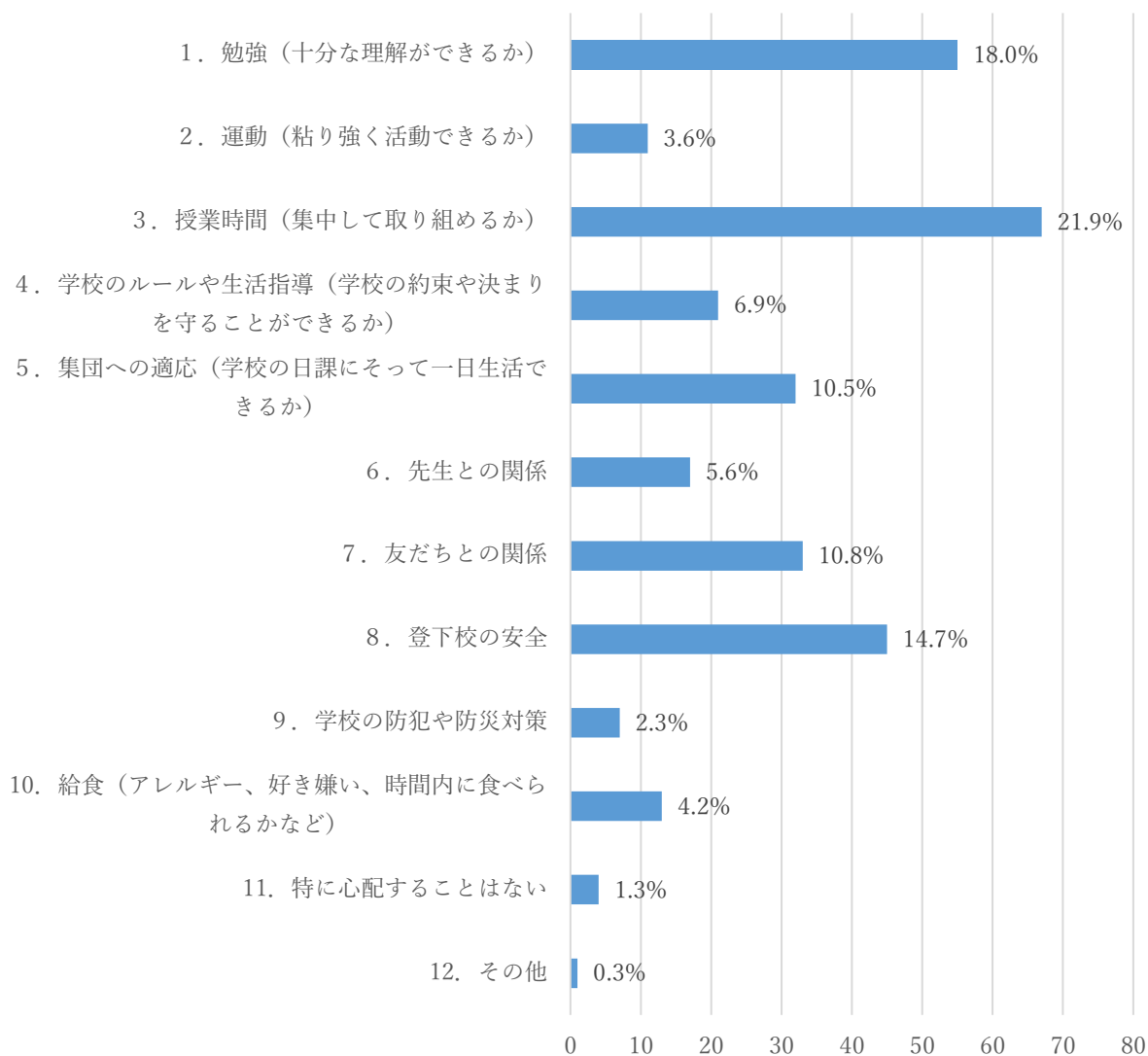
（主なもの3つまで○）

（MA）n = 340

問10 小学校に入るまでのお子さん
に、主に何を身につけさせたいと思いま
すか。



問12 お子さんの小学校への入学にあたり、何か心配なことがありますか。

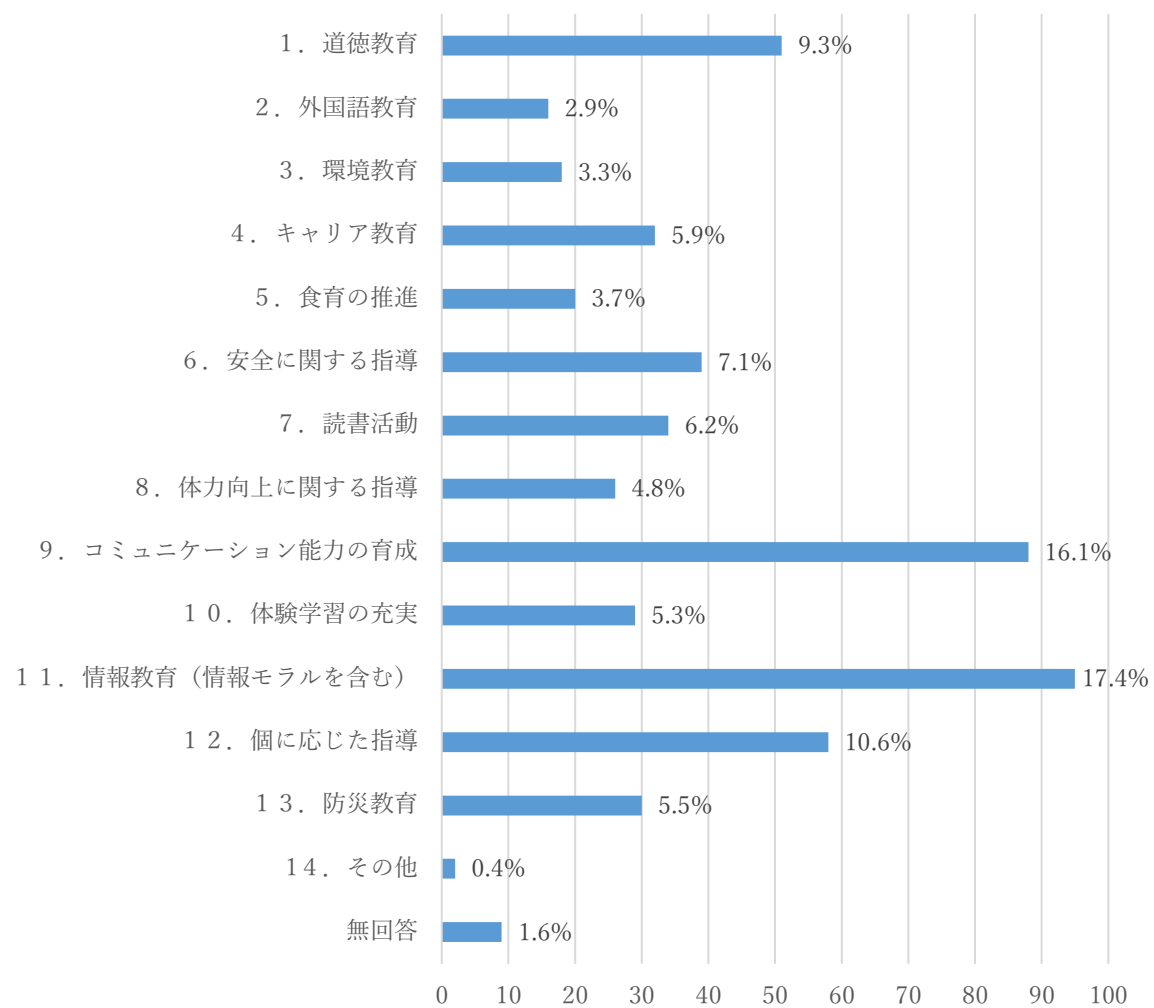


【教職員のアンケート調査より】

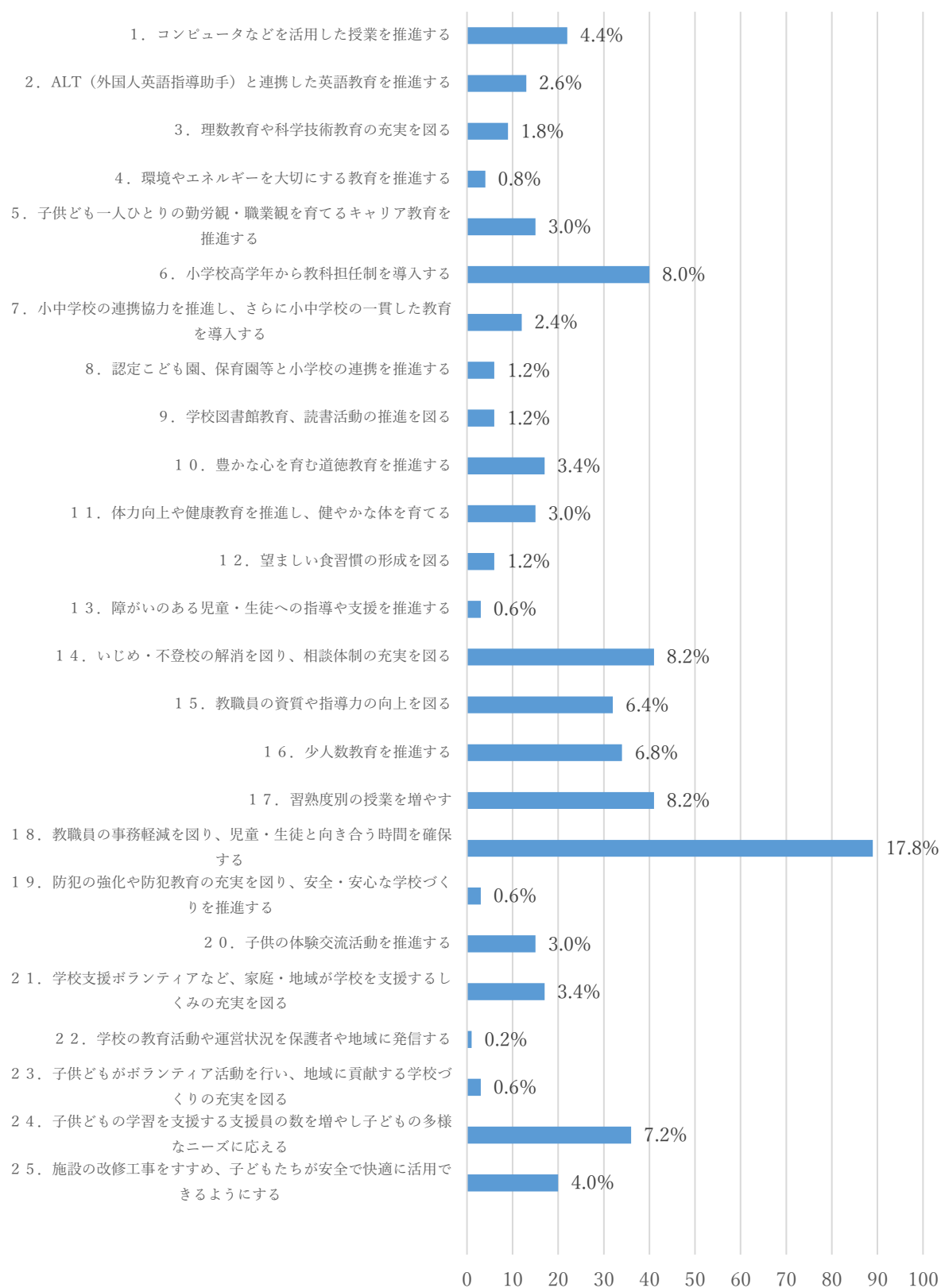
(主なもの3つまで○)

(MA) n = 547

問16 各教科の学習活動以外に、今後特に重点的に取り組むべきものは何だと思えますか。



問19 あなたは、次のような教育施策の中で、特に重要だと思うものを教えてください。



第3次海津市教育振興基本計画

令和 年 月発行

編集・発行／海津市教育委員会

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515

TEL 0584-53-1467 FAX 0584-53-1608

URL:<https://www.city.kaizu.lg.jp>